

第二章 通 則

一 分科大学通則

〔二三〕
達示第三号
一八九七(明治三〇)年九月三日

分科大学通則

第一章 学年学期休業

第一条 学年ハ七月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル

第二条 学年ヲ分テ春秋ノ二学期トス春季学期ハ一月廿一日ヨリ七月十日ニ至リ秋季学期ハ七月十一日ヨリ翌年一月二十日ニ至ル

第三条 秋季学期ノ授業ハ九月十一日ニ始マリ十二月二十四日ニ終リ春季学期ノ授業ハ一月二十一日ニ始マリ七月十日ニ終ル

第四条 冬季休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月二十日ニ至リ夏季休業ハ七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

第五条 日曜日及左ニ記載スル祝祭日ハ休業トス

秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

春季皇靈祭

京都帝国大学創立紀念祝日

第二章 入学

第六条 入学ハ毎秋季学期ノ始メ一回トス

第七条 高等学校大学予科ヲ卒業シタル者ハ其志望学科ノ属スル分科大学ノ学生タルコトヲ得

但本条ニ依ル入学志望者ノ数分科大学各学科ノ学生定員ニ超過スルトキハ其学科ニ限り特ニ試問ヲ施行シ其成績優等ナルモノヨリ順次入学セシム

第八条 左記ノ資格ヲ有スル者ハ各学科学生ノ定員ニ欠員アル場合ニ限り入学ヲ許可スルコトアルヘシ

一 文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等ト認メタル学校ノ卒業

二 本学ニ於テ執行スル入学試問ノ及第

但此試問ハ時宜ニ依リ高等学校ニ嘱託スルコトアルヘシ

第九条 第八条第二項ニ依リ入学試験ヲ要スル者ハ入学受験料金五円ヲ納付スヘシ

第十条 第七条第八條ニ依リ入学シタル者ハ共ニ各入学科金貳円ヲ納付スヘシ

第十一条 入学シタル者ハ父兄(父兄ナキ者ハ親戚ノ中一人)ヲ以テ保証人トナスヘシ

保証人ハ其學生在学中ニ係ル一切ノ事件ニ就キ其責ニ任スヘキ者ニシテ正式ノ保証書ニ市町村長ノ証明シタル戸籍寫ヲ添ヘ差出スヘキモノトス

第十二条 入學者ハ一定ノ式ニ依リテ専心勤學ノ宣誓ヲナシ分科大学ニ備フル学籍簿ニ記名スベシ

第十三条 外国人ニシテ入学セントスル者アルトキハ其志望学科ニ從ヒ特別ノ試験ヲ行ヒ之ヲ許可スルコトアルヘシ

本条ノ場合ニ在テハ第十二條ニ定ムル保証書ヲ要セス本人ノ屬スル本邦駐在ノ公使又ハ領事ノ証明書ヲ差出スヘキモノトス

第三章 在學

第十四条 學生ニハ在學証ヲ下付スベシ

第十五条 學生ハ制服制服用ヲ着用スヘシ

第十六条 分科大学ニ於ケル最短在學期ヲ三學年トス

第十七条 在學ハ同一學科ニ於テ六學年以上ニ亘ルコトヲ得ス

第十八条 分科大学ニ於テハ各學科ニ屬スル諸科目ヲ三學年ニ配當シ其授業時數ヲ定メ每學年ノ始ニ於テ其每週時間表ヲ公示スヘシ

第十九条 學生ニシテ前條ノ課程ヲ三學年以上ニ亘リテ修學セントスルトキハ每學年ノ始ニ於テ其學年中ニ出席スヘキ科目ニ就キ担任教授ノ承認ヲ經テ分科大学長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十条 學生ハ各自受教簿ヲ備ヘ必要ナル事項ヲ記入シ担任教授ノ承認ヲ經ヘキモノトス學生受教簿ニ關スル事項ハ各分科大学ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 各科目担任教授ハ便宜ノ方法ニ依リ時々學生出席ノ有無ヲ調査シ學生勤學ノ狀況ヲ視察スヘシ

第四章 休學及退學

第二十二条 學生ニシテ正當ノ事故ニ依リ五個月以上修學ヲ中止セントスルトキハ予メ分科大学長ノ許可ヲ得テ一箇年以内ノ休學ヲ為スコトヲ得

休學期限內ト雖トモ其事故止ムトキハ分科大学長ハ其休學ヲ解除スルコトアルヘシ

第二十三条 學生休學中ト雖トモ大學所在地ヲ離レントス

ルトキハ予メ分科大学長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四条 学生ニシテ止ムヲ得サル事故ノ為メニ修学ヲ継続シ能ハサルトキハ大学総長ハ退学ヲ許可スルコトアルヘシ

第五章 試験

第二十五条 試験ヲ分チテ科目試験及卒業試験トス

第二十六条 科目試験ハ其授業ノ完了シタルトキ之ヲ施行ス

但数学期ニ亘ル科目ニ在テハ担任教授ハ分科大学長ノ承認ヲ經テ便宜分割シテ施行スルコトヲ得

第二十七条 実験製図等ノ科目ニ在テハ担任教授ノ意見ニ依リ分科大学長ノ承認ヲ經テ特ニ試験ヲ施行セサルコトアルベシ

第二十八条 科目試験ノ及第及落第ハ担任教授ノ報告ニ依リ分科大学教授会ノ議ヲ經テ分科大学長之ヲ定ムルモノトス

第二十九条 専攻学科ノ各科目試験ニ及第シタル者ハ卒業試験ヲ請求スルコトヲ得

第三十条 卒業試験ノ方法ハ分科大学ニ於テ之ヲ定メ大学総長ノ命シタル分科大学試験委員之ヲ行フ

第六章 卒業

第三十一条 卒業試験ニ及第シタル者ハ帝国大学令第三章ニ依リ卒業証書ヲ授与ス

第三十二条 分科大学ヲ卒業シタル者ハ其学科ニ随ヒ法学士医学士薬学士文学士理学士工学士ト称スルコトヲ得

第三十三条 学科中ノ某科目ノミヲ修了シテ其在学ヲ終ラントスル者ニハ其希望ニ依リ修業証書ヲ与フルコトアルヘシ

第七章 聴講生

第三十四条 学生ノ資格ナキ者ニシテ分科大学々科中ノ一科目又ハ数科目ノ講義若クハ実験ニ出席センコトヲ望ムトキハ学生ノ定員ニ欠員アル場合ニ限り特ニ聴講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十五条 聴講生ハ年齢十九年以上ニシテ聴講セントスル科目ノ担任教授其学力ノ試験ヲ施シ其科目ヲ修ムルニ堪フルト認ムル者ニ限り之ヲ許可スルモノトス

第三十六条 聴講生ハ所撰ノ科目ノ中途ヨリ出席シ若クハ之ヲ転換スルコトヲ得ス

第三十七条 本則第二章中第九条第十一条第三章中第二十條第四章第九章及ヒ第十章ハ之ヲ聴講生ニ適用ス

第八章 特待学生

第三十八条 學術優等品行方正ナル学生ヲ選ヒテ各分科大

学ノ特待学生ト為ス

第三十九条 特待学生ハ毎学年末分科大学教授会ニ於テ其

候補者ヲ選ミ大学総長ノ認可ヲ経テ分科大学長之ヲ定ム

第四十条 特待学生ハ授業料ヲ徴収セス

第四十一条 特待学生ニシテ其名譽ニ反スル行為アリト認

ムルトキハ之ヲ解除スベシ

第九章 授業料及用品料

第四十二条 分科大学々生ノ授業料ハ一個月金貳円五拾錢

トシ数個月分ヲ纏メテ之ヲ徴収ス毎回徴収ノ期日及金額

ハ別ニ之ヲ定ム

第四十三条 理工科大学々生ノ用品料ハ一個月金壹円トシ

数個月分ヲ纏メテ之ヲ徴収ス

但数学科ヲ修ムル者ニ在テハ之ヲ徴収セス

毎回徴収ノ期日及金額ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四条 夏季休業ノ兩月即チ七月八月及本学ノ都合ニ

依リ臨時ニ全月休学スルトキハ其月分ノ授業料ヲ徴収セ

ス

第四十五条 学生休学中ハ授業料及用品料ヲ徴収セス

第四十六条 学生疾病其他自己ノ都合ニ依リ全月休学スル

コトアルモ授業料ヲ徴収ス

第四十七条 聴講生ノ納ムヘキ授業料及用品料ハ其聴講科

目ノ数ニ拘ラス其学科ノ学生ト同一トス

第十章 懲戒

第四十八条 学生ノ品行不良学业懈怠ニシテ大学ノ秩序ヲ

紊リ学生ノ風儀ヲ害スルノ恐れアリト認ムヘキ者アルト

キハ大学総長ハ大学懲戒委員ノ審判ヲ経テ懲戒ニ処スヘ

シ

第四十九条 大学懲戒委員ハ分科大学教授数名及書記官ト

シ教授ハ大学総長之ヲ命ス

第五十条 大学ニ於テハ懲戒ノ目ヲ別ツコト左ノ如シ

一 譴 責

一 停 学

一 放 校

第五十一条 学生ニシテ授業料等納付ノ義務ヲ怠ルトキハ

大学総長ハ大学懲戒委員ノ審判ニ依ラス直ニ停学ヲ命ス

ルコトアルヘシ

〔注〕一九〇四・九・一達示第九号で廃止。

二 通則一部改正（研究生規定追加）

〔一三三〕
達示第 号

一八九九（明治三二）年一月一二日

第七章 研究生

第三十四条 帝国大学分科大学卒業生ニシテ其専修学科及之ト密接ノ關係ヲ有スル学科ヲ研究セント欲スルモノハ研究生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第三十五条 前条ニ依リ入学シタル研究生ハ入学科金式円ヲ納付スベシ

第三十六条 研究生ノ在学期ヲ二学年以内トス

第三十七条 研究満期ニ至リタルトキハ在学中ノ履歴及研究セシ科目ニ就キ論文ヲ作り当該教授ヲ經テ之ヲ分科大学長ニ差出スベシ

第三十八条 本則第三章中第十四条第十五条第十七条第四十章第四十七条乃至第五十一条第十一章ハ之ヲ研究生ニ適用ス

第七章以下章並条項順次繰下ク

第四十二条（元第三十
七条）中「第九章」ヲ「第十章」ニ「第十章」ヲ「第十一章」ニ改ム

三 通則一部改正（研究生規定削除）

一八九九（明治三二）年九月一二日

〔原史料不明〕

〔注〕 当該年度の『京都帝国大学一覽』より推定される一部改正の内容は、前項の研究生規定の削除。

四 通則一部改正（入学、聴講生規定中改正）

一九〇〇（明治三三）年四月一七日

〔原史料不明〕

〔注〕 当該年度の『京都帝国大学一覽』より推定される一部改正の内容は以下のとおり。

第十一条 「市町村長ノ証明シタル」を削除

第三十五条 但書として「但聴講生ハ修了シタル科目ニ付学生ト同一ノ試問ヲ受クルコトヲ得其試問ニ及第シタル者ニハ願ニ依リ証明書ヲ付与ス」を追加
第三十六条 但書として「但特ニ許可ヲ得タル者ハ此限ニアラス」を追加

五 通則一部改正〔授業料及用品料規定中改正〕

〔二三〕
達示第一九号

一九〇〇(明治三三)年二月七日

第四十四条 夏季休業ノ両月即チ七月八月及本学ノ都合ニ依リ臨時ニ全月休学スルトキハ其月分ノ授業料及用品料ヲ徴収セス

第四十六条 学生疾病其他自己ノ都合ニ依リ全月休学スル

コトアルモ授業料及用品料ヲ徴収ス

兵役ニ服スル為メニ一週間以上修学ヲ中止スル者ハ授業料及用品料ヲ免除ス

但日数ヲ積算シ十五日以内ハ半ヶ月三十日以内ハ一ヶ月トシテ之ヲ計算ス

六 通則等一部改正(抄)〔在学規定中改正〕

〔二三〕

達示第五号

一九〇二(明治三五)年三月六日

一分科大学通則第十七条全文ノ下ニ左ノ通追加

但兵役ノ為メ許可シタル休学期間ハ之ヲ通算セス

〔中略〕

一分科大学通則第十六条〔中略〕(ニ)左ノ但書ヲ加フ

但休学期間ハ之ヲ通算セス

七 通則一部改正〔授業料及用品料規定中改正〕

〔二三〕
達示第一八号

一九〇二(明治三五)年九月二日

第四十三条

但数学科ノ下ニ「物理学科、純正化学科」ノ九字ヲ加フ

八 通 則

〔二三〕

達示第九号
一九〇四(明治三七)年九月一日

京都帝国大学通則

第一章 学年、休業

第一条 学年ハ九月十一日ニ始リ翌年九月十日ニ終ル

第二条 冬季休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月十日ニ至

リ春季休業ハ四月二日ヨリ同月十日ニ至リ夏季休業ハ七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

第三条 日曜日及左ニ記載スル祝祭日ハ休業トス

秋季 皇 靈 祭

神 嘗 祭 十月十七日
 天 長 節 十一月三日
 新 嘗 祭 十一月廿三日
 孝明天皇祭 一月三十日
 紀 元 節 二月十一日
 春季皇靈祭

京都帝國大學祝日 四月一日

第二章 分科大学

第一節 學生

第一 入 學

第四條 入學ハ毎学年ノ始メ一回トス

第五條 高等学校大學予科ヲ卒業シタル者ハ其志望学科ノ

屬スル分科大学ニ入學スルコトヲ得

本條ニ依ル入學志望者ノ數分科大学各学科ニ於テ收容シ

得ヘキ人員ニ超過スルトキハ其学科ニ限り仮入學ヲ許シ

更ニ高等学校大學予科中ノ科目ニ就キ選抜試問ヲ施行シ

其成績優等ナル者ヨリ順次入學ヲ確定ス但場合ニ依リ其

卒業シタル高等学校ノ成績ニ從ヒ入學ノ順次ヲ定メ選抜

試問ヲ行ハサルコトアルヘシ

第六條 選抜試問ヲ受ケテ入學スルコトヲ得サリシ者ハ次

学年ニ於テ他ノ入學志望者ニ先キ試験ヲ須キス入學セシ

ム但前條但書ニ依リテ入學スルコトヲ得サリシ者亦同シ

第七條 左ニ記載スル者ハ第五條ノ入學志望者ヲ收容シ尚

欠員アル場合ニ限り記載ノ順位ニ依リ入學スルコトヲ得

一 文部大臣ニ於テ高等学校大學予科同等ト認メタル學

校ノ卒業者

二 他ノ帝國大學學生ニシテ転學ヲ望ム者

三 本學ニ於テ臨時執行スル入學試問ノ及第者但此試問

ハ時宜ニ依リ高等学校ニ囑託スルコトアルヘシ

第八條 第五條及第七條ニ依ル入學志望者ハ六月十五日限

リ願書ヲ差出スヘシ但設備上差支ナキ学科ニ限り該期日

以後ト雖モ願書ヲ受理ス

高等学校ニ於テ追試験ヲ受クル為メ本條ノ期日ヲ經過シ

タル者ハ九月二十五日マテニ願書ヲ差出スコトヲ得

第九條 第七條第三項ニ依リ入學試問ヲ要スル者ハ受験料

金五円ヲ納付スヘシ

第十條 入學ヲ許可セラレタル者ハ戶籍ノ謄本ヲ差出シ身

分ヲ証明スヘシ

第十一條 入學者ハ本學ニ於テ定メタル方式ニ依リ専心勤

學ノ宣誓ヲ為スコトヲ要ス

第二 授 業

第十二條 學生ノ授業ニ關スル規程ハ各分科大学ニ於テ之

ヲ定ム

第十三条 授業料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ講義又ハ実習ニ出席シ若クハ図書ヲ閲覧スルコトヲ得ス

第三 休學、退學

第十四条 學生ニシテ疾病又ハ其他ノ事故ニ因リ三箇月以上修學ヲ中止セントスルトキハ分科大学長ノ許可ヲ得テ休學ヲ為スコトヲ得

休學ハ兵役ニ服スル場合ヲ除キ一箇年以上ニ亘ルコトヲ得ス但特別ノ事情アル者ニハ分科大学長ハ總長ノ裁定ヲ經テ尚一箇年以内ノ休學ヲ許可スルコトアルヘシ

休學期間内ト雖モ其事故止ムトキハ分學^{マツ}大学長ハ願ニ依リ復學ヲ許スコトアルヘシ

第十五条 學生ニシテ退學セントスルトキハ其事由ヲ申出テ總長ノ許可ヲ受クヘシ

第四 試問

第十六条 試問ハ各分科大学規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第十七条 學生ハ休學ノ為メ全部又ハ一部ノ聽講若クハ実習ヲ為サ、ル科目ノ試問ヲ受クルコトヲ得ス

停學ノ処分ヲ受ケタル者又ハ授業料納付ノ義務ヲ怠リ督促ヲ受クルモ尚納付セサル者亦同シ

第五 卒業

第十八条 各分科大学所定ノ試問ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

貸附ノ図書又ハ物品ノ還納其他ノ義務ヲ履行セサル者ニ對シテハ其義務履行ヲ終ルマテ卒業證書ノ授与ヲ停止ス

第十九条 分科大学ヲ卒業シタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ称号ヲ用ルコトヲ得

- 一 法科大学ヲ卒業シタル者ハ法學士
- 二 医科大学ヲ卒業シタル者ハ醫學士
- 三 文科大学ヲ卒業シタル者ハ文學士
- 四 理工科大学理學科ヲ卒業シタル者ハ理學士製造化學科土木工學科機械工學科電氣工學科及採鋳冶金學科ヲ卒業シタル者ハ工學士

第二十條 第十八條ノ試問ヲ完了セスシテ退學スル者ニハ其修了シタル科目ニ就キ證明書ヲ与フルコトアルヘシ

第六 授業料

第二十一條 分科大学學生ノ授業料ハ一箇年金參拾五円トシ左ノ三期ニ分チ每期之ヲ前納セシム但納付期日ハ別ニ之ヲ定ム

第一期(九月ヨリ十二月ニ至ル)金拾四円
第二期(二月ヨリ三月ニ至ル)金拾四円五拾錢

第三期(四月ヨリ六月ニ至ル)金拾四五拾銭

第二十二條 分科大学学科中特ニ奨励ヲ要スル学科ヲ修ムル者ニハ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第二十三條 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス但既納ノ分ハ之ヲ還付セス

復学ヲ許サレタル者ノ授業料ハ月割ヲ以テ之ヲ前納セシム

第七 懲戒

第二十四條 学生ニシテ品行修マラス又ハ学業ヲ懈怠シ其他秩序ヲ紊リ風儀ヲ害スル虞アリト認ムル者アルトキハ

総長ハ懲戒委員会ノ意見ヲ聞キ懲戒ニ処ス

第二十五條 懲戒委員会ハ分科大学教授中ヨリ総長ノ命シタル委員若干名ヲ以テ組織ス

第二十六條 懲戒ノ目ヲ別ツコト左ノ如シ

一 譴責

一 停学

一 放学

第二節 選科生

第二十七條 分科大学所定ノ科目ヲ選択シテ之ヲ修メントスル者アルトキハ之ヲ選科生トシテ学生ニ欠員アル場合

ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ志望者ハ八月三十一日マテニ入学願書ヲ差出スヘシ

第二十八條 選科生ノ入学ニ関スル規程ハ各分科大学ニ於テ之ヲ定ム

第二十九條 選科生ニシテ修了シタル科目ニ就キ其試問ニ合格シタル者ニハ修業証書ヲ与フ

第三十條 第四條第九條第二十一條及第二十三條ハ之ヲ選科生ニ適用ス

授業、休学、退学、試問及懲戒ニ関スル規定ハ之ヲ選科生ニ適用ス

第三節 外国学生

第三十一條 外国人ニシテ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス

第三十二條 外国学生ニハ学生又ハ選科生ニ関スル規定ヲ準用ス

第三章 大学院

第三十三條 分科大学ノ卒業生ニシテ大学院ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス

第三十四條 分科大学卒業生ニ非サル者ニシテ大学院ニ入

ランコトヲ願出ツル者アルトキハ総長ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ經学力ヲ檢定シテ之ヲ許可ス

前項ノ出願者ハ入学檢定料金拾円ヲ納付スヘシ

第三十五条 大学院学生ノ在学期ハ一箇年以上トス

第三十六条 大学院学生ノ指導ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ經テ総長ノ選定シタル教授之ヲ担任ス

第三十七条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス但在学一箇年ヲ經過シタル後評議會ニ於テ研究上必要ト認メタル場合ハ此限ニアラス

第三十八条 大学院学生ハ担任教授ノ承認ヲ經テ分科大学ノ講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得

第三十九条 大学院学生ハ毎学年ノ終ニ於テ其研究事項ヲ指導教授ニ報告スヘシ

第四十条 大学院学生ニシテ研究ノ実ナシト認ムル者アルトキハ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ退学ヲ命ス

第四十一条 大学院学生ニシテ学位ヲ得ント欲スル者ハ其研究事項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出スヘシ

前項論文ノ審査ハ当該分科大学教授会ニ於テ之ヲ行ハシム

第四十二条 学位試験ヲ請求セサルモ相当ノ研究ヲ為シタル

リト認ムル者ニハ総長ハ証明書ヲ附与スルコトアルヘシ

第四十三条 大学院学生ノ研究料ハ一箇年金參拾五円トシ之ヲ前納セシム

第四十四条 特ニ奨励ヲ加フヘキ事項ヲ研究スル者ハ評議會ノ議ヲ經テ前条ノ研究料ヲ免除シ又ハ研究ニ要スル相当ノ費用ヲ給与スルコトアルヘシ

第四十五条 第十一条第十五条第二十四条乃至第二十六条ハ之ヲ大学院学生ニ適用ス

第四章 奨学資金

第四十六条 奨学ノ為ニ資金ヲ寄附シ大学院及分科大学学生ニ給費又ハ貸費ヲ為サントスルモノアルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

奨学資金ハ寄附者ノ名義ヲ付スルコトヲ得

第四十七条 寄附者ハ貸費又ハ給費ヲ付スヘキ学科ヲ指定シ及貸費又ハ給費ヲ受ケタル学生ヲシテ貸費又ハ給費ヲ受ケタル年数ト均シキ期間相当ノ報酬ヲ以テ一定事業ニ従事セシムルコトヲ条件トスルコトヲ得

第四十八条 寄附者ニ於テ前条ノ指定ヲ為サ、ルトキハ給費ハ本学ニ於テ特ニ奨励ヲ必要トスル学科ヲ修ムル者ニ対シテ之ヲ与ヘ貸費ハ本学ニ於テ指定シタル学科ヲ修ムル者若クハ修学中不時ノ事故ノ為メ学資支弁ノ途ヲ失ヒ

タル者ニ之ヲ貸付ス

第四十九条 給費及貸費ヲ付スヘキ学科ハ評議會ノ議ヲ經テ總長之ヲ定ム

給費又ハ貸費ヲ受クヘキ者ハ分科大学教授会ノ議ヲ經テ分科大学長之ヲ定ム

第五十条 休學ヲ為シタル者ニハ其休學期間給費又ハ貸費ヲ停止スルコトアルヘシ

停學ニ処セラレタル者ニハ其停學期間給費又ハ貸費ヲ停止シ事情ニ依リテハ以後之ヲ支給セサルコトアルヘシ

第五十一条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後其貸費ヲ受ケタル年数ト均シキ期間ニ月賦ヲ以テ之ヲ返納スヘシ但自己ノ都合ニ依リ一時ニ全部ヲ返納シ又ハ月賦額以上ノ割合ヲ以テ返納スルコトヲ得

貸費返納期間内ニ於テ海外ニ留學スル者ニハ帰朝ノ日マテ貸費ノ返納ヲ猶予スルコトアルヘシ

第五十二条 貸費ヲ受クル者ニシテ放學ニ処セラレタルトキハ其全額ヲ即時返納セシム

願ニ依リ退學シタル者ハ前条ノ期間ニ準シ返納スルコトヲ得

第五十三条 貸費金ニハ年六分ノ利子ヲ付シ貸費金ヲ受領シタル翌月ヨリ返納ノ月マテ其月数ニ応シ之ヲ算定スヘシ

シ

第四十七条ノ場合ニ於ケル貸費ニハ利子ヲ付セサルモノトス

第五十四条 貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リ恢復ノ見込ナキトキハ總長ハ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十五条 給費貸費ノ年額ハ評議會ノ議ヲ經テ總長之ヲ定ム

附則

第五十六条 本則ハ明治三十七年九月ヨリ之ヲ施行ス

(注) 一九四九・八・五達示第一三号で廃止。

九 通則一部改正(特待学生規定追加)

(二三)

達示第五号
一九〇八(明治四一)年三月一三日

京都帝国大学通則第二章第一節第四ノ次ヘ左記各条ヲ加ヘ以下順次繰下ク

第五 特待学生

第十八条 學術優等品行方正ナル学生ヲ選ミテ各分科大

学ノ特待学生ト爲ス

第十九条 特待学生ハ授業料ヲ徴収セス

第二十條 特待学生ニシテ其名譽ニ反スル行為アリト認
ムルトキハ之ヲ解除スヘシ

一〇 通則一部改正〔卒業規定中改正〕

〔二三〕
達示第一四号

一九〇八(明治四二)年九月一六日

本学通則第廿二条第四中理工科大学ノ下「理学科」ノ三字
ヲ削リ「数学科、物理学科、純正化学科^(マ)ノ十二字ヲ挿入ス

一一 通則一部改正〔入学、授業料、大学院規定中改正〕

〔二三〕
達示第二二号

一九〇八(明治四二)年二月一八日

第十条ヲ左ノ如ク改ム

入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人一人ヲ設クヘシ
保証人ハ父又ハ兄トシ父兄ナキ時若クハ已ムヲ得サル事
情アル時ハ内国ニ居住スル成年ノ男子ニシテ総長ニ於テ

適當ト認メタル者ニ限ル

保証人ハ保証書ヲ差出シ其学生在学中ニ係ル一切ノ事件
ニツキ責ニ任スベキモノトス

第十条ノ次ニ左ノ二条ヲ加ヘ第十一條以下順次繰下ク

第十一条 保証人居所又ハ姓名ヲ變更シタル時ハ直チニ
届出ツヘシ

第十二条 保証人死去シ又ハ其資格ヲ失フ時ハ更ニ第十
条ノ手續ヲ經ヘシ

第十三条ヲ削ル

第二十六条ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ第二十七条以下順次繰下
ク

第廿八条 授業料納附ノ義務ヲ怠ル者ハ講義實習ニ出席
シ及圖書ヲ閲覧スルコトヲ得ス

第三十三條「第九条」ノ次ニ「乃至第十二條第二十五條第
廿七條第廿八條」ヲ加ヘ「第廿四條及第廿六條」ヲ削ル

第三十七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ以下順次繰下ク

第四十條 他ノ帝國大学分科大学卒業生ニシテ入学ヲ許
可セラレタル者ハ戶籍謄本ヲ差出シ身分ヲ証明スベシ

第四十八條「第十一条第十五條第二十七條乃至第二十九條」
ヲ「第十三條第十六條第二十九條乃至第三十一條」ニ改
ム

一二 通則一部改正〔入学規定中改正〕

〔二三〕
達示第六号

一九〇九(明治四二)年四月五日

京都帝国大学通則第八条第一項但書ヲ「但設備上差支ナキ学科ニ限り理工科大学ニ於テハ七月十日マテ其他ノ分科大学ニ於テハ九月三十日マテ願書ヲ受理スルコトアルヘシ」ト改メ同条第二項ヲ削除ス

一三 通則一部改正〔選科生規定中改正〕

〔二三〕

達示第一二号

一九〇九(明治四二)年六月七日

本学通則中第三十二条第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
「但理工科大学ニ於テハ七月十日マテトス」

一四 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔二三〕

達示第一四号

一九〇九(明治四二)年七月一日

本学通則第五十条ノ次ニ左ノ一条ヲ加ヘ以下順次繰下ク
第五十一条 大学院学生ニシテ研究料納付ノ義務ヲ怠ル

者ハ之ヲ除名ス

一五 通則一部改正〔奨学資金規定中改正〕

〔二三〕

達示第一九号

一九〇九(明治四二)年一〇月一日

第五十三条 奨学ノ為メニ資金ヲ寄附シ大学院及分科大学学生ニ給費又ハ貸費ヲ為シ若クハ卒業生及学生ニ金員又ハ物品ヲ賞与セントスル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

奨学資金ハ寄附者ノ名義ヲ付スルコトヲ得

第五十四条 寄附者ハ給費、貸費又ハ賞与ヲ付スヘキ学科ヲ指定シ及貸費又ハ給費ヲ受ケタル学生ヲシテ貸費又ハ給費ヲ受ケタル年数ト均シキ期間相当ノ報酬ヲ以テ一定事業ニ従事セシムルコトヲ条件トスルコトヲ得

第五十五条 寄附者ニ於テ前条ノ指定ヲ為サ、ルトキハ給費及賞与ハ本学ニ於テ特ニ奨励ヲ必要トスル学科ヲ修ムル者ニ対シテ之ヲ与ヘ貸費ハ本学ニ於テ指定シタル学科ヲ修ムル者若クハ修学中不時ノ事故ノ為メ学資支弁ノ途ヲ失ヒタル者ニ之ヲ貸付ス

第五十六条 給費、貸費及賞与ヲ付スヘキ学科ハ評議會ノ

議ヲ経テ総長之ヲ定ム

給費、貸費又ハ賞与ヲ受クヘキ者ハ分科大学教授会ノ議ヲ経テ分科大学長之ヲ定ム

第六十二条 給費、貸費ノ年額及賞与ノ額ハ評議會ノ議ヲ経テ総長之ヲ定ム

一六 通則一部改正〔外国学生規定中改正〕

〔二三〕
達示第二〇号

一九〇九(明治四十二年)一〇月二〇日

本学通則第三十六条ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十六条ノ二 外国学生ニシテ当該分科大学所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニヨリ学力ヲ検定シ大學予科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ卒業証書ヲ授与スルコトヲ得

一七 通則一部改正〔入学規定中改正、特選給費学生規定追加〕

〔二三〕
達示第二三三号

一九〇九(明治四十二年)一〇月二九日

第九条ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第九条ノ二 入学許可ヲ得タル者ハ入学金五円ヲ納ムヘシ但一旦退学セシ者更ニ入学スルトキ及一分科大学ヨリ他分科大学ヘ転学シタルトキモ入学料ハ納ムヘキモノトス

第五十二条ノ次ニ左ノ条項ヲ加ヘ以下順次繰下ク

第四章 特選給費学生

第五十三条 分科大学卒業生中学力優秀志操堅固ニシテ永ク學術技芸ノ攻究ニ従事セント欲スル者若干名ヲ選抜シテ学資ヲ給与シ大学院ニ於テ研究ヲ為サシム之ヲ特選給費学生トス

第五十四条 分科大学長ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ経テ特選給費学生タルニ適當ノ者ヲ選抜シテ之ヲ総長ニ推薦シ総長ハ評議會ノ議ヲ経テ之ヲ命ス

第五十五条 学資ハ一人一ヶ月金參拾円トシ一ケ年間之ヲ給与ス但必要アル場合ニ於テハ評議會ノ議ヲ経テ更ニ期間ヲ定メ之ヲ継続スルコトヲ得

第五十六条 特選給費学生ハ指導教授ノ指導ヲ受ケ当該分

科大学ニ於テ研究ニ従事スヘシ

第五十七条 総長ハ分科大学長又ハ医院長ノ申請ニ依リ特

選給費学生ニ副手ヲ囑託スルコトアルヘシ

第五十八条 特選給費学生ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得

ス

第五十九条 特選給費学生ニシテ其資格ニ欠クル者アルト

キハ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ之ヲ免ス

第六十条 本規程ニ掲クルモノ、外ハ大学院規程ニ依ル

一八 通則一部改正〔入学規定中改正〕

〔三三〕

達示第六号

一九一〇(明治四三)年六月二日

本學通則第十二条ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十二条ノ二 入學者ハ入學料ヲ納付シ保証書ヲ差出シタ

ル後ニアラサレハ講義実習ニ出席シ及圖書ヲ閲覧スルコ

トヲ得ス

一九 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔三三〕

達示第六号

一九一〇(明治四三)年六月一日

本學通則第四十三條但書中場合ノ下ニ「若クハ兵役ニ服ス

ル場合」ノ十一字ヲ加ヘ同第四十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

大学院學生ニシテ兵役ニ服スル者ハ在當中研究料ヲ免除

ス但既納ノ分ハ之ヲ還付セス

〔注〕達示番号原文のママ。

二〇 通則一部改正〔授業料、大学院規定中改正〕

一九一〇(明治四四)年一月九日

〔原史料不明〕

〔注〕当該年度の『京都帝国大学一覽』より推定される一部改正

の内容は以下のとおり。

第二十五条 「一箇年金参拾五円」を「一箇年金五拾円」

に、「第一期(九月ヨリ十二月ニ至ル)金拾四円」を「第

一期(九月ヨリ十二月ニ至ル)金式拾円」に、「第二期(一

月ヨリ三月ニ至ル)金拾四五十銭」を「第二期(一月ヨリ

三月ニ至ル)金拾五円」に、「第三期(四月ヨリ六月ニ至ル)金

拾五円」に改正

第四十九条 「二箇年金参拾五円」を「一箇年金五拾円」に改正

二 通則一部改正〔学年休業規定中改正〕

〔二三〕
達示第八号

一九二一（明治四四）年六月一九日

第二条中 春季休業ハ「四月二日」ヨリトアルヲ「四月一

日」ニ改ム

第三条中 京都帝国大学祝日「四月一日」トアルヲ「三月

一日」ニ改ム

二 通則一部改正〔入学規定中改正〕

〔二三〕
達示第一三号

一九二一（明治四四）年一〇月一九日

第六条ノ次ニ同条ノ二トシテ左記ノ一箇条ヲ追加ス

第六条ノ二 帝国大学分科大学卒業生ニシテ他ノ学科ヲ修メント欲シ更ニ同分科大学若クハ他ノ分科大学ニ入学ヲ請フトキハ試験ヲ須キス入学ヲ許可スルコトアル

ヘシ

前項ノ入学志望者ハ第五条ノ入学志望者ニ先チ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第九条ヲ左ノ通り改正ス

第九条 第七条第三号ニ依ル入学志願者ハ入学願書ニ履歴書及検定料金五円ヲ添へ出願スヘシ

前項ノ検定料ハ一旦受理シタルトキハ之ヲ返付セサルモノトス

二 通則一部改正〔入学規定中改正〕

〔二五〕
達示第二五号

一九二一（明治四四）年一月一六日

第十二条ノ二 入学許可ヲ得タル者ニシテ入学料ヲ納付セス又ハ保証書ヲ差出サ、ルトキハ之ヲ除名ス

二四 通則一部改正〔授業料、奨學資金規定中改正〕

〔二三〕
達示第四号

一九二二(明治四五)年一月二六日

第二十五条中「一箇年」トアルヲ「一学年」トス

第六十六条第一項中卒業後ノ下ニ「六ヶ月ヲ經過シタル月ヨリ起算シ」ノ十五字ヲ加フ

二五 通則一部改正〔選科生規定中改正〕

〔二三〕
達示第五号

一九二二(明治四五)年二月二九日

本學通則中第三十二条第二項ヲ左記ノ通り改正ス

記

前項ノ志望者ハ七月十日マテニ入學願書ヲ差出スヘシ但
医科大学ニ於テハ別ニ期日ヲ定メス

二六 通則一部改正〔学年休業規定中改正〕

一九二二(大正元)年九月二六日

〔原史料不明〕

〔注〕当該年度の『京都帝国大学一覽』より推定される一部改正の内容は以下のとおり。

第三条 「天長節 十一月三日」を「天長節 八月卅一日」に改正、「孝明天皇祭 一月三十日」を削除、「明治天皇祭 七月三十日」を追加

二七 通則一部改正〔入学、授業料規定中改正〕

〔二三〕
達示第六号

一九一三(大正二)年六月二六日

第十条 削除

第十一条 削除

第十二条 削除

第十二条ノ二 左ノ通改ム

入學許可ヲ得タル者ニシテ入學料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除名ス

第二十八条 左ノ通改ム

授業料納付ノ義務ヲ怠ルモノハ講義実習ニ出席シ及圖書ヲ閱覽スルコトヲ禁止ス其情状重キモノハ之ヲ除名ス
第三十五条中 第九条ノ下「乃至第十二条」ヲ削除ス

二八 通則一部改正〔学年休業規定中改正〕

一九一三(大正二)年八月二日

〔原史料不明〕

〔注〕当該年度の『京都帝国大学一覽』より推定される一部改正の内容は以下のとおり。

第三条 「天長節祝日 十月卅一日」を追加

二九 通則一部改正〔入学、卒業規定中改正〕

〔二三〕
達示第一九号

一九一四(大正三)年七月七日

第七条第一項ノ二ニ左ノ事項ヲ加ヘ以下順次繰リ下ク

二 一分科大学ヨリ他分科大学ニ転学ヲ望ム者

第八条但書中「理工科大学」トアルヲ「工科大学」ニ改ム

第二十三条第一項ノ三以下ヲ左ノ通改ム

三 工科大学ヲ卒業シタル者ハ 工学士

四 文科大学ヲ卒業シタル者ハ 文学士

五 理科大学ヲ卒業シタル者ハ 理学士

三〇 通則一部改正〔入学規定中改正〕

〔二三〕
達示第三四号

一九一四(大正三)年十一月三〇日

第六条 選抜試問ヲ受ケテ入学スルコトヲ得サリシ者又ハ

前条但書ニ依リテ入学スルコトヲ得サリシ者ハ次学年ニ

於テ他ノ入学志望者ニ先チ試験ヲ須キス入学セシム

但場合ニ依リ各分科大学ニ於テ細則ヲ定メ本条ノ規定ニ

依ラサルコトヲ得

三一 通則一部改正〔入学規定中改正〕

〔二三〕
達示第七号

一九一五(大正四)年五月一〇日

第八条但書中七月十日ノ下ニ「理科大学ニ於テハ八月三十一日」ヲ加フ

三二 通則一部改正〔休学退学規定中改正〕

〔二三〕
達示第二八号

一九一六(大正五)年二月二三日

第一章第一節第三休学退学ノ次ニ「除籍」ノ二字ヲ加フ

一 第十六条ノ二トシテ左ノ条項ヲ加フ

第十六条ノ二 学生ニシテ疾病又ハ其他ノ事故ニ由リ成業ノ見込ナキ者ハ分科大学長ノ申請ニ依リ総長ハ其学籍ヲ除ク事アルヘシ

一 第三十五条第二項中退学ノ次ニ「除籍」ノ二字ヲ加フ

三三 通則一部改正〔選科生規定中改正〕

〔二三〕
達示第八号

一九一七(大正六)年四月二八日

第三十五条中第九条ノ次ニ『第九条ノ二』ヲ挿入ス

三四 通則一部改正〔分科大学を学部に変更〕

〔二三〕
達示第五号

一九一九(大正八)年四月一日

大正八年四月一日ヨリ改正帝国大学令実施ノ結果本学通則及各学部規程其他ノ諸規定中左記ノ通り改ム

記

「分科大学」トアルヲ「学部」ト改ム

「法科大学」トアルヲ「法学部」ト改ム

「医科大学」トアルヲ「医学部」ト改ム

「工科大学」トアルヲ「工学部」ト改ム

「文科大学」トアルヲ「文学部」ト改ム

「理科大学」トアルヲ「理学部」ト改ム

「学長」トアルヲ「学部長」ト改ム

各学部規程中「本学」トアルヲ「本学部」ト改ム

三五 通則一部改正〔卒業規定中改正〕

〔六〕
達示第二号

一九一九(大正八)年五月三〇日

京都帝国大学通則第二十三条第一項第五号ノ次ニ『六、経済学部ヲ卒業シタル者ハ 経済学士』ヲ追加ス

三六 通則一部改正

〔八〕

一九二二(大正一〇)年一月二〇日

達示第二号

京都帝国大学通則

第一章 学 年

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年中休業日左ノ如シ

日 曜 日
 春 季 休 業 (自四月十一日)
 夏 季 休 業 (自七月十一日)
 秋 季 皇 靈 祭 (秋 分 日)
 神 嘗 祭 (十月十七日)
 天 長 節 祝 日 (十月三十一日)
 新 嘗 祭 (十一月二十三日)
 冬 季 休 業 (自十二月二十五日)
 紀 元 節 (二月十一日)
 京都帝国大学記念日 (三月一日)
 春 季 皇 靈 祭 (春 分 日)

第二章 学 部

第一節 学 生

第一 入 学 授 業

第三条 入学ハ学年ノ始メ一回トス
 第四条 高等学校高等科ヲ卒業シタル者ハ其ノ志望学科ノ
 属スル学部ニ入学スルコトヲ得
 前項ニ依ル入学志望者ノ数学部各学科ニ於テ收容シ得ヘ
 キ人員ヲ超過スルトキハ高等学校高等科中ノ科目ニ就キ
 選抜試験ヲ施行シ入学者ヲ定ム但場合ニ依リ其ノ卒業シ

タル高等学校高等科ノ全科若クハ一定科目ノ成績ニ從ヒ
 入学ノ順位ヲ定メ選抜試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

第五条 帝国大学学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニシテ他
 ノ学科ヲ修メント欲シ更ニ同学部若クハ他ノ学部ニ入学
 ヲ志望スルトキハ試験ヲ須キスシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第六条 左ニ記載スル者ハ第四条ノ入学志望者ヲ收容シ尚
 欠員アル場合ニ限り記載ノ順位ニ依リ入学スルコトヲ得

一 第五条ノ規定ニ依ル者

二 一学部ヨリ他学部ニ転学ヲ望ム者

三 他ノ帝国大学生ニシテ転学ヲ望ム者

四 文部大臣ニ於テ高等学校高等科同等以上ト認メタル
 学校ノ卒業者

五 本学ニ於テ臨時執行スル入学試験ノ合格者但此試験
 ハ場合ニ依リ高等学校ニ委託スルコトアルヘシ

第七条 入学志望者ハ二月末日迄ニ願書ヲ差出スヘシ但設
 備上差支ナキ学科ニ限り工学部ニ於テハ三月十日、理学
 部ニ於テハ四月十日、法・文・経済学部ニ於テハ四月三
 十日マテ願書ヲ受理スルコトアルヘシ

前項ノ願書ニハ学校医若クハ官公立病院ノ健康証明書ヲ
 添付スルヲ要ス

第八条 第四条ニ依ル入学志望者ハ高等学校ヲ經由シテ願

書ヲ差出スヘシ第六条第五号ニ依ル入学志望者ハ入学願

書ニ受験料金拾四円ヲ添へ出願スヘシ

受理シタル受験料ハ之ヲ返付セス

第九条 入学許可ヲ得タル者ハ入学料金五円ヲ納ムヘシ

入学料ヲ納付セサルトキハ除名ス

第十条 入学者ハ本学ニ於テ定メタル方式ニ依リ専心勤学

ノ宣誓ヲ為スコトヲ要ス

故ナクシテ宣誓ヲ為ササル者ニ対シテハ入学ノ許可ヲ取

消ス

第十一条 授業ニ関スル規定ハ学部ニ於テ之ヲ定ム

第二 休学 退学 除籍

第十二条 学生ニシテ疾病、其他ノ事故ニ因リ三箇月以上

修学ヲ中止セントスルトキハ学部長ノ許可ヲ得テ休学ヲ

為スコトヲ得

休学ハ兵役ニ服スル場合ヲ除キ一箇年以上ニ亘ルコトヲ

得ス但特別ノ事情アル者ニハ学部長ハ総長ノ認可ヲ得テ

尚一箇年以内ノ休学ヲ許可スルコトアルヘシ

休学期間内ニ於テ其ノ事故止ミ復学セントスルトキハ之

ヲ届出ツヘシ

第十三条 学生ニシテ退学セントスルトキハ其ノ事由ヲ申

出テ総長ノ許可ヲ受クヘシ

第十四条 学生ニシテ疾病、其他ノ事故ニ因リ成業ノ見込

ナキ者ハ学部長ノ申請ニ依リ総長之ヲ除籍ス

第三 試験

第十五条 試験ハ学部規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第十六条 学生ハ休学ノ為メ全部又ハ一部ノ聴講若クハ実

習ヲ為ササル科目ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

停学処分ヲ受ケタル者又ハ授業料納付ノ義務ヲ怠リ督促

ヲ受クルモ尚納付セサル者亦同シ

第十七条 学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書又

ハ学士試験合格証書ヲ授与ス

貸附ノ図書又ハ物品ノ還納其他ノ義務ヲ履行セサル者ニ

対シテハ前項証書ノ授与ヲ停止ス

第十八条 学部所定ノ試験ニ合格シタル者ハ左ノ區別ニ従

ヒ称号ヲ用ルコトヲ得

一 法学部 法学士

二 医学部 医学士

三 工学部 工学士

四 文学部 文学士

五 理学部 理学士

六 経済学部 経済学士

第四 授業料

第十九条 授業料ハ一学年金五拾円トシ左ノ三回ニ分チテ之ヲ納付セシム

第一回 四月 金拾五円

第二回 九月 金貳拾円

第三回 一月 金拾五円

第二十條 休学中ハ授業料ヲ免除ス但既納ノ分ハ之ヲ還付セス

第十二條第三項ニ該当スル者ノ授業料ハ月割金五円トシ之ヲ前納セシム

第二十一條 授業料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ講義実習ニ出席シ及圖書ヲ閲覧スルコトヲ禁ス其ノ情状重キモノハ之ヲ除名ス

第五 懲 戒

第二十二條 学生ニシテ本学学規ニ違背シ学生ノ本分ヲ守ラサル者アルトキハ総長ハ懲戒委員会ノ意見ヲ聞キ之ヲ懲戒ニ附ス

第二十三條 懲戒委員会ハ総長ノ命シタル委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十四條 懲戒ノ種類左ノ如シ

一 譴責

一 停学

一 放 学

第二節 選科生

第二十五條 学部所定ノ科目ヲ選択シテ之ヲ修メントスル者アルトキハ選科生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ前項ノ志望者ハ法学部ニ於テハ二月末日、工・文・理・經濟学部ニ於テハ三月十日マテニ入学願書ヲ差出スヘシ

第二十六條 選科生ノ入学ニ関スル規定ハ学部ニ於テ之ヲ定ム

第二十七條 選科生ニシテ修了シタル科目ニ就キ其ノ試験ニ合格シタル者ニハ修業證書ヲ授与ス

第二十八條 第三条第七條第二項第九條第十九條乃至第二十一條ハ之ヲ選科生ニ適用ス

授業、休学、退学、除籍、試験、懲戒ニ関スル規定及第八條ハ之ヲ選科生ニ準用ス

選科生ニシテ第六條第五号ノ入学試験ニ合格シタル者ノ取扱ニ関シテハ学部規程ノ定ムル所ニ依ル

第三節 外国学生

第二十九條 外国人ニシテ第二章ノ規定ニ依ラスシテ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス

第三十條 外国学生ニシテ学部所定ノ試験ニ合格シタル者

ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ檢定シ高等学校高等科卒業
同等以上ト認メタルトキハ卒業証書又ハ学士試験合格証
書ヲ授与ス

第三十一條 外国学生ニハ学生又ハ選科生ニ關スル規定ヲ
準用ス

第四節 委託生

第三十二條 官庁公共団体等ヨリ一箇年以上ヲ在学期間ト
シ修業科目ヲ定メ委託生トシテ入学ヲ願出ツルトキハ之
ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十三條 委託生ノ入学資格ハ学部ニ於テ之ヲ認定ス

第三十四條 委託生ニシテ修了シタル科目ニ就キ試験ニ合
格シタルトキハ修業証書ヲ授与ス

第三十五條 委託生ニシテ学部所定ノ試験ニ合格シタル者
ニハ本人ノ志望ニ依リ学力ヲ檢定シ高等学校高等科卒業
同等以上ト認メタルトキハ卒業証書又ハ学士試験合格証
書ヲ授与ス

第三十六條 委託生ノ聴講実習等ニ要スル費用ハ委託者ヨ
リ之ヲ本学ニ納付スルモノトス

第三十七條 第三條第七條第十一條第十三條乃至第十六條
第十七條第二項第十八條第二十二條乃至第二十四條ハ之

ヲ委託生ニ準用ス

第三章 大 学 院

第一節 大学院学生

第三十八條 学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニシテ大学院
ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シ総長ニ願出ツヘシ総
長ハ当該学部教授会ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

第三十九條 前條ノ規定以外ノ者ニシテ大学院ニ入学ヲ志
望スル者アルトキハ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ經、学
力ヲ檢定シテ之ヲ許可ス

前項ノ志望者ハ入学檢定料金拾円ヲ納付スヘシ

第四十條 大学院学生ノ在学期間ハ一箇年以上トス

第四十一條 大学院学生ノ指導者ハ当該学部教授会ノ議ヲ
經テ総長之ヲ定ム

第四十二條 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他
ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス但在学一箇年ヲ經過シタル
後評議會ニ於テ研究上必要ト認メ若クハ兵役ニ服スル場
合ハ此限ニアラス

第四十三條 大学院学生ハ各学部ニ於ケル教官又ハ講師ノ
承認ヲ經テ其ノ講義又ハ実験ニ出席スルコト得^{マコト}

第四十四條 大学院学生ハ毎学年ノ終ニ於テ其ノ研究事項
ヲ指導者ニ報告スヘシ

第四十五條 大学院學生ニシテ研究ノ実ナシト認ムヘキ者

ハ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ之ニ退學ヲ命ス

第四十六條 大学院ニ在リテ相当ノ研究ヲ為シタリト認ム

ヘキ者ニハ総長ハ証明書ヲ授与スルコトアルヘシ

第四十七條 大学院學生ノ研究料ハ一箇年金五拾円トシ之

ヲ前納セシム

大学院學生ニシテ兵役ニ服スル者ニハ研究料ヲ免除ス但

既納ノ分ハ之ヲ還付セス

第四十八條 特ニ奨励ヲ加フヘキ事項ヲ研究スル者ニハ評

議會ノ議ヲ經テ前条ノ研究料ヲ免除シ又ハ研究ニ要スル

相当ノ費用ヲ給与スルコトアルヘシ

第四十九條 大学院學生ニシテ研究料納付ノ義務ヲ怠ル者

ハ之ヲ除名ス

第五十條 第十條第十三條第二十二條乃至第二十四條ハ之

ヲ大学院學生ニ適用ス

第二節 特選給費學生

第五十一條 大学院ニ特選給費學生ヲ置ク

特選給費學生ハ大学院學生中学力操行優秀ナル者ヨリ之

ヲ選拔シ研究料ヲ免除シ且學資ヲ給与ス

第五十二條 學部長ハ当該學部教授會ノ議ヲ經テ特選給費

學生タルヘキ者ヲ推薦シ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ之ヲ命

ス

第五十三條 特選給費學生タル期間ハ一箇年トス但必要ア

ル場合ニ於テハ評議會ノ議ヲ經テ更ニ之ヲ繼續スルコト

ヲ得

第五十四條 特選給費學生ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得

ス但総長ハ學部長又ハ醫院長ノ申請ニ依リ特選給費學生

ニ副手ヲ囑託スルコトアルヘシ

第五十五條 特選給費學生ニシテ兵役ニ服シ又ハ其ノ資格

ニ欠クル者アルトキハ当該學部長ノ申請ニ依リ総長ハ評

議會ノ議ヲ經テ之ヲ免ス

第四章 獎學資金

第五十六條 獎學ノ為メニ資金ヲ寄附シ大学院及學部學生

ニ給費又ハ貸費ヲ為シ若クハ卒業生學士試験合格者及學

生ニ金員又ハ物品ヲ賞与セントスル者アルトキハ之ヲ承

諾スルコトアルヘシ

第五十七條 寄附者ハ獎學資金ニ一定ノ名義ヲ付スルコト

ヲ得

寄附者ハ給費貸費又ハ賞与ヲ付スヘキ學科ヲ指定スルコ

トヲ得

第五十八條 寄附者ニ於テ前条第二項ノ指定ヲ為ササルト

キハ給費及賞与ハ本學ニ於テ特ニ奨励ヲ必要トスル學科

ヲ修ムル者ニ之ヲ与ヘ貸費ハ本学ニ於テ指定スル学科ヲ

修ムル者若クハ学資支弁ノ途ヲ失ヒタル者ニ之ヲ貸付ス

第五十九条 給費貸費及賞与ヲ付スヘキ学科、之ヲ受クヘ

キ者並ニ其額ハ評議會ノ議ヲ經テ総長之ヲ定ム

第六十条 休学ヲ為シタル者ニハ其ノ休学期間給費又ハ貸

費ヲ停止スルコトアルヘシ

停学ニ処セラレタル者ニハ以後給費又ハ貸費ヲ支給セス

第六十一条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業又ハ学士試験合格後

一年ヲ經過シタル時ヨリ起算シ其ノ貸費ヲ受ケタル年月

ニ二倍スル期間ニ月賦ヲ以テ之ヲ返納スヘシ但自己ノ都

合ニ依リ一時ニ全部ヲ返納シ又ハ月賦額以上ノ割合ヲ以

テ返納スルコトヲ妨ケス

貸費返納期間内ニ於テ兵役ニ服シ又ハ海外ニ留学スル者

ニハ其ノ事故終了ノ日マテ貸費ノ返納ヲ猶予スルコトアル

ヘシ

貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リタルトキ

ハ総長ハ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコトアル

ヘシ

第六十二条 貸費ヲ受クル者ニシテ放學ニ処セラレタルト

キハ即時其ノ全額ヲ返納セシム

願ニ依リ退學シタル者ニ対シテハ前条ノ規定ヲ準用ス

第六十三条 貸費ニハ利子ヲ付スルコトアルヘシ

附則

本通則ハ即時之ヲ施行ス

經過規程

高等学校大学予科卒業ノ者ハ通則ニ規定セル高等学校高等

科卒業ノ者ト同等ノ取扱ヲナス

〔注〕改正が多岐にわたるため全文を収録。

三七 通則一部改正〔学年休業、入学授業、授業料、選科

生、大学院規定中改正〕

〔二三〕

達示第五号
一九二二(大正一一)年二月一五日

第二条中春季休業ノ次ニ「京都帝国大学記念日(六月十八

日)」挿入

紀元節ノ次「京都帝国大学記念日(三月一日)」削除

第四条ヲ左ノ如ク改正ス

高等学校及学習院ノ高等科文科ヲ卒業シタル者ハ法・文・

経済学部ニ理科ヲ卒業シタル者ハ医・工・理学部ニ入学

スルコトヲ得

前項ニ依ル入学志望者ノ人員学部各学科ニ於テ収容シ得ヘキ数ヲ超過スルトキハ高等学校高等科中ノ科目ニ就キ選抜試験ヲ施行シ入学者ヲ定ム

第一項ノ志望者ヲ収容シ尚欠員アルトキハ高等学校及学習院高等科文科卒業者ハ医・工・理学部ニ理科卒業者ハ法・文・経済学部ニ入学スルコトヲ得此場合ニ於テハ第二項ノ規定ヲ準用ス

第五条 削除

第六条ヲ第五条トシ左ノ如ク改正ス

第五条 左ニ記載スル者ハ第四条ノ入学志望者ヲ収容シ尚欠員アル場合ニ限り記載ノ順位ニ依リ入学セシムルコトアルヘシ

一 帝国大学学部所定ノ試験ニ合格シタル学士

二 一学部ヨリ他学部ニ転学ヲ望ム者

三 他ノ帝国大学生ニシテ転学ヲ望ム者

四 本学ニ於テ臨時執行スル入学試験ノ合格者但此試験

ハ場合ニ依リ高等学校ニ依託スルコトアルベシ

第七条以下順次繰上ク從テ第二十七条第三十六条及第四十九条ニ於ケル適用若クハ準用ノ条中第七条以下ハ順次繰上ク

第六条第一項ヲ左ノ如ク改正ス

入学志望者ハ二月十五日(第五条第四号ニ該当スルモノハ一月二十日)迄ニ願書ヲ差出スヘシ但欠員アル学科ニ限り三月末日迄願書ヲ受理ス

第七条中「高等学校」トアルヲ「其出身学校」ニ「第六条

第五号」トアルヲ「第五条第四号」ニ改ム

第八条中「入学金五円」トアルヲ「入学金拾円」ト改ム

第十八条ヲ左ノ如ク改正ス

授業料ハ一学年金七拾五円トシ左ノ三回ニ分チテ之ヲ納付セシム

第一回 四月 金貳拾五円

第二回 九月 金貳拾五円

第三回 一月 金貳拾五円

第十九条第二項中「第十二条」トアルヲ「第十一条」ニ改

メ「金五円」トアルヲ「金七円五拾錢」ニ改ム

第二十四条第二項ヲ左ノ如ク改正ス

前項ノ志望者ハ二月十五日迄ニ入学願書ヲ差出スヘシ

第二十七条第三項中「第六条第五号」トアルヲ「第五条第

四号」ニ改ム

第三十八条二項中「金拾円」トアルヲ「金貳拾円」ニ改ム

授業料入学科ノ改正ニ伴フ經過規程

第十八条、第十九条、第四十六条ノ改正規定ハ大正十一年度入学者ヨリ之ヲ適用ス但大正十年度以前ニ入学シタル法・工・文・理・経済学部学生生徒ハ大正十三年三月迄医学部学生ハ大正十四年三月迄ハ従前ノ額ニ拠ル

第八条ノ改正規定ハ大正十二年年度入学者ヨリ之ヲ適用ス

三八 通則一部改正〔入学授業、試験規定中改正〕〔二三〕

達示第三号
一九二四(大正一三)年一月一二日

第四条中「医・工・理」ヲ「医・工・理・農」ニ改ムルコト

第十七条中ヘ左ノ如ク加フルコト

七 農学部 農学士

三九 通則一部改正〔選科生規定中改正〕〔二三〕

達示第一〇号
一九二四(大正一三)年一月一三日

本学通則第二十四条第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

〔中略〕

第二十四条第二項

但学部ノ都合ニ依リ三月末日マテ願書ヲ受理スルコトアルヘシ

四〇 通則一部改正〔授業料規定中改正〕〔二三〕

達示第二二号
一九二五(大正一四)年三月三〇日

第十八条中「授業料ハ一学年金七拾五円」ヲ「授業料ハ一学年金百円」ニ「第一回 四月 金貳拾五円」ヲ「第一回 四月 金參拾円」ニ「第二回 九月 金貳拾五円」ヲ「第二回 九月 金四拾円」ニ「第三回 一月 金貳拾五円」ヲ「第三回 一月 金三拾円」ニ改ム

第十九条第二項中「月割金七円五拾銭」ヲ「月割金拾円」ニ改ム

右改正ニ伴フ経過規程

第十八条第十九条ノ改正規定ハ大正十四年度入学者ヨリ之ヲ適用ス但大正十三年以前ニ入学シタル法・工・文・理・経済・農学部学生々徒ハ大正十六年三月迄医学部学生ハ大正十七年三月迄ハ従前ノ額ニ拠ル

四一 通則一部改正〔大学院学生規定中改正〕

〔二三〕

達示第一三三号
一九二五(大正一四)年四月六日

第四十六条中「研究料ハ一箇年金五拾円」ヲ『研究料ハ一箇年金七拾五円』ニ改ム

右改正ニ伴フ経過規程

第四十六条ノ改正規程ハ大正十四年四月ヨリ之ヲ施行ス
但シ大正十四年三月現在ノ学生ニ就テハ大正十五年三月迄ハ従前ノ額ニ拠ル

四二 通則一部改正(学年、入学授業、選科生規定中改正)

〔二三〕

達示第三三三号
一九二五(大正一四)年二月一八日

第二条中

冬季休業(自十二月廿五日
至一月十日)トアルヲ(自十二月廿五日
至一月七日)ト改ム

第五条中

第五号ヲ削除ス

第二十六条ヲ左ノ如ク改ム

第三条第六条二項第八条第十八条乃至第二十条ハ之ヲ選

科生ニ適用ス

授業、休學、退學、除籍、試験、懲戒ニ関スル規定及第七
七条ハ之ヲ選科生ニ準用ス但試験ニ関シテハ学部ニ於テ
別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

選科生ニシテ第五条第四号ノ入学試験ニ合格シタル者ノ
取扱ニ関シテハ学部規程ノ定ムル所ニ依ル

第二十七条ヲ左ノ如ク改ム

選科生ニシテ修了シタル科目ニツキ其試験ニ合格シタル
者ニハ修業証書ヲ授与ス

四三 通則一部改正(学年規定中改正)

〔二三〕

達示第八号
一九二七(昭和二)年四月六日

第二条 学年中休業日左ノ如シ

日 曜 日

春季休業(自四月一日
至同月十日)

天 長 節 四月二十九日

京都帝国大学記念日 六月十八日

夏季休業(自七月十一日
至九月十日)

秋季皇靈祭 秋 分 日

神	營	祭	十月十七日
明	治	節	十一月三日
新	嘗	祭	十一月廿三日
大	正	天皇祭	十二月廿五日
冬	季	休業	(自十二月廿五日 至一月七日)
紀	元	節	二月十一日
春	季	皇靈祭	春分日

四四 通則一部改正〔授業料規定中改正〕

〔一三三〕
達示第二号

一九二九(昭和四)年三月二二日

第十八条ヲ左ノ通り改正ス

第十八条 授業料ハ一学年金百貳拾円トシ左ノ三回ニ分
チテ之ヲ納付セシム

第一回 四月 金四拾円

第二回 九月 金四拾円

第三回 一月 金四拾円

第十九条第二項中金拾円トアルヲ金拾貳円ニ改ム

授業料ノ改正ニ伴フ経過規程

第十八条第十九条ノ改正規定ハ昭和四年度入学者ヨリ之

ヲ適用ス但昭和三年度以前ニ入学シタル法・工・文・理・
經濟・農学部学生生徒ハ昭和六年三月迄、医学部学生ハ
昭和七年三月迄ハ従前ノ額ニ拠ル

四五 通則一部改正〔大学院学生規定中改正〕

〔一三三〕
達示第六号

一九二九(昭和四)年四月一日

第四十六条中金七拾五円トアルヲ金百円ニ改ム

研究料ノ改正ニ伴フ経過規程ヲ左ノ通り改ム

研究料ノ改正ニ伴フ経過規程

第四十六条ノ改正規定ハ昭和四年四月ヨリ之ヲ施行ス但昭
和四年三月現在ノ学生ニ就テハ昭和五年三月迄ハ従前ノ額
ニ拠ル

四六 通 則

〔一三六〕

達示第六号

一九三八(昭和一二)年三月二六日

京都帝国大学通則

第一章 学 年

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年中休業日左ノ如シ

祭日及祝日(昭和二年勅令第二十五号)

日 曜 日

春季休業(自四月一日至同 十日)

京都帝国大学記念日(六月十八日)

夏季休業(自七月十一日至九月十日)

冬季休業(自十二月二十五日至一月七日)

第二章 学 部

第一節 学生

第一 入 学

第三条 入学ハ学年ノ始メ一回トス

第四条 高等学校及学習院ノ高等科文科ヲ卒業シタル者ハ

法、文、経済学部ニ理科ヲ卒業シタル者ハ医、工、理、

農学部ニ入学スルコトヲ得但シ学部規程ヲ以テ特ニ定ム

ル学科ニ限り此ノ區別ニ依ラサルコトヲ得

前項ニ依ル入学志望者ノ数学部各学科ニ於テ收容シ得ヘ

キ人員ヲ超過スルトキハ選抜試験ヲ施行シ入学者ヲ定ム

第一項ノ志望者ヲ收容シ尚欠員アルトキハ高等学校及学

習院ノ高等科文科卒業者ハ医、工、理、農学部ニ理科卒

業者ハ法、文、経済学部ニ入学スルコトヲ得此ノ場合ニ

於テ志望者ノ数学部各学科ニ於テ收容シ得ヘキ人員ヲ超
過スルトキハ第二項ヲ準用ス

第五条 左ニ記載スル者ハ第四条ノ入学志望者ヲ收容シ尚

欠員アル場合ニ限り記載ノ順位ニ依リ入学セシムルコト

アルヘシ

一 帝国大学学部所定ノ試験ニ合格シタル学士

二 一学部ヨリ他学部ニ転学ヲ望ム者

三 他ノ帝国大学ノ学生ニシテ転学ヲ望ム者

四 本学部ニ於テ臨時施行スル検定試験ノ合格者但

シ此ノ試験ハ場合ニ依リ高等学校ニ委託スルコト

アルヘシ

第六条 前二条ニ依リ入学志望者ヲ收容シ尚欠員アルトキ

ハ更ニ高等学校及学習院ノ高等科卒業者並ニ第五条ニ記

載スル者ニ就キ入学ヲ許可スルコトアルヘシ此ノ場合ニ

於テ入学志望者ノ総数收容シ得ヘキ人員ヲ超過スルトキ

ハ第四条第二項ヲ準用ス

第七条 入学志望者又ハ入学許可アリタル者ニ対シテハ学

部規程ノ定ムル所ニ依リ身体検査ヲ行フ

第八条 入学志望者ハ二月十五日迄ニ願書ヲ差出スヘシ但

シ第五条第四号ニ該当スルモノハ十二月二十日迄トス

第六条ニ依ル入学志望者ハ三月末日迄ニ願書ヲ差出スヘ

シ

前二項ノ願書ニハ学校医若ハ官公立医院ノ健康証明書ヲ添付スルヲ要ス

第九条 第四条ノ入学志望者ハ其ノ出身学校ヲ經由シテ願書ヲ差出スヘシ

第五条又ハ第六条ニ依ル入学志望者ニシテ檢定試験ヲ要スルモノニ在リテハ入学願書ニ受験料金拾円ヲ添ヘ差出スヘシ

受理シタル受験料ハ之ヲ還付セス

第十条 入学許可ヲ得タル者ハ入学料金拾円ヲ納ムヘシ
入学料ヲ納付セサル者ハ之ヲ除名ス

第十一条 入学者ハ本学ニ於テ定メタル方式ニ依リ宣誓ヲ為スコトヲ要ス故ナク宣誓ヲ為ササル者ハ之ヲ除名ス

第十二条 学士試験ニ合格セスシテ学籍ヲ脱シタル者再入学ヲ願出ツルトキハ評議會ノ議ヲ經之ヲ許可スルコトアルヘシ但シ在学期間ノ満了ニ依リ学籍ヲ脱シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二 授 業

第十三条 授業ニ関スル規定ハ学部ニ於テ之ヲ定ム

第十四条 学生ハ他ノ学部ノ科目ヲ聴講スルコトヲ得但シ

此ノ場合ニ於テハ所属学部長ヲ經由テ当該学部長ノ許可ヲ受クヘシ

第三 休 学 退 学 除 籍

第十五条 学生ニシテ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ三月以上修学ヲ中止セントスル者ハ学部長ノ許可ヲ得テ休学スルコトヲ得

休学ハ兵役ニ服スル場合ヲ除キ一年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル者ニハ学部長ハ総長ノ認可ヲ得テ尚一年以内ノ休学ヲ許可スルコトアルヘシ

休学期間内ニ於テ其ノ事故止ミ復学セントスルトキハ之ヲ届出ツヘシ

休学シタル期間ハ之ヲ在学年ニ算入セス

第十六条 学生ニシテ退学セントスル者ハ其ノ事由ヲ申出テ総長ノ許可ヲ受クヘシ

第十七条 学生ニシテ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナキ者ハ学部長ノ申請ニ依リ総長之ヲ除籍ス

第四 試 験

第十八条 試験ハ学部規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第十九条 学部所定ノ期間在学シ試験ニ合格シタル者ニハ学士試験合格証書ヲ授与ス

第二十条 前条ノ合格者ハ左ノ區別ニ從ヒ称号ヲ用ヰルコ

トヲ得

- 一 法学部 法学士
- 二 医学部 医学士
- 三 工学部 工学士
- 四 文学部 文学士
- 五 理学部 理学士
- 六 経済学部 経済学士
- 七 農学部 農学士

第五 授業料

第二十一条 授業料ハ一学年金百式拾円トシ左ノ三回ニ分チ之ヲ納付セシム但シ別ニ定ムル規程ニ依リ毎回分ノ分納ヲ許可スルコトアルヘシ

- 第一回 四月 金四拾円
- 第二回 九月 金四拾円
- 第三回 一月 金四拾円

第二十二条 休学中ハ授業料ヲ免除ス但シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス

第十五条第三項ニ該当スル者ノ授業料ハ月割金拾式円トシ之ヲ前納セシム

第二十三条 授業料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ講義実習ニ出席シ又ハ図書ヲ閲覧スルコトヲ得ス其ノ情状重キ者ハ之ヲ

除名ス

第二十四条 停学ヲ命セラレタル者ハ其ノ期間中ト雖モ授業料ヲ納付スヘシ

第六 学生票

第二十五条 学生ハ別ニ定ムル所ノ学生票ノ交付ヲ受ケ常ニ之ヲ携帯スヘシ

第七 懲 戒

第二十六条 学生ニシテ本学学規ニ違背シ学生ノ本分ヲ守ラサル者アルトキハ総長之ヲ懲戒ス

第二十七条 懲戒ノ種類左ノ如シ

- 一 譴 責
- 一 停 学
- 一 放 学

第二十八条 停学三月以上ニ亘ルトキハ其ノ期間ハ在学年ニ算入セス

第二節 選 科 生

第二十九条 学部所定ノ科目ヲ選択シテ之ヲ修メントスル者アルトキハ選科生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十条 前条ノ志望者ハ入学願書ニ検定料金拾円ヲ添ヘ二月十五日迄ニ差出スヘシ但シ学部ノ都合ニ依リ三月末日迄之ヲ受理スルコトアルヘシ

受理シタル検定料ハ之ヲ還付セス

第三十一条 選科生ノ入学ニ関スル規程ハ学部ニ於テ之ヲ定ム

第三十二条 第三条、第八条第三項、第十条、第十八条、

第二十一条乃至第二十五条並ニ授業、休学、退学、除籍、懲戒ニ関スル前節ノ規定ハ之ヲ選科生ニ準用ス

選科生ニシテ第五条第四号ノ検定試験ニ合格シタル者ノ取扱ニ関シテハ学部ニ於テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十三条 選科生ニシテ修了シタル科目ニ就キ其ノ試験ニ合格シタル者ニハ修業証書ヲ授与ス

第三節 外国学生

第三十四条 外国人ニシテ本章第一節ノ規定ニ依ラスシテ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ外国学生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十五条 外国学生ニシテ学部所定ノ試験ニ合格シ且本人ノ志望ニ依リ学力ノ検定ヲ受ケ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メラレタル者ニハ学士試験合格証書ヲ授与ス

第二十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六条 外国学生ニハ学生又ハ選科生ニ関スル規定ヲ

準用ス

第四節 委託生

第三十七条 官庁又ハ公共団体等ヨリ一年以上ヲ在学期間トシ修業科目ヲ定メ入学ヲ願出ツルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十八条 委託生ノ入学資格ハ学部ニ於テ之ヲ認定ス

第三十九条 委託生ニシテ修了シタル科目ニ就キ試験ニ合格シタル者ニハ修業証書ヲ授与ス

第四十条 委託生ニシテ学部所定ノ試験ニ合格シ且本人ノ志望ニ依リ学力ノ検定ヲ受ケ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メラレタル者ニハ学士試験合格証書ヲ授与ス

第二十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十一条 委託生ノ聴講料実習費及実験費ハ委託者之ヲ本学ニ納付スヘシ

第四十二条 第三条、第八条、第十六条乃至第十八条、第二十五条乃至第二十七条ハ之ヲ委託生ニ準用ス

第五節 聴講生、専修科生

第四十三条 聴講生、専修科生及本章第二節乃至第四節ニ規定スルモノ以外ノ生徒ニ就キテハ学部規程ノ定ムル所ニ依ル

第三章 大学院

第一節 大学院学生

第四十四条 学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニシテ大学院ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス

第四十五条 前条ノ規定以外ノ者ニシテ大学院ニ入学ヲ志望スルモノアルトキハ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経、学力ヲ検定シテ之ヲ許可ス

前項ノ志望者ハ検定料金貳拾円ヲ納付スヘシ

第四十六条 大学院学生ノ在学期間ハ一年以上トス

第四十七条 大学院学生ノ指導者ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ総長之ヲ定ム

第四十八条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住スルコトヲ得ス但シ兵役ニ服スル場合若ハ当該学部教授会ニ於テ已ムヲ得サルモノト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十九条 大学院学生ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス但シ在学一年ヲ経過シタル後評議会ニ於テ研究上必要アリト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十条 大学院学生ハ各学部ニ於ケル教官又ハ講師ノ承認ヲ経テ講義又ハ其ノ実験ニ出席スルコトヲ得

第五十一条 大学院学生ハ毎学年其ノ研究ノ状況ヲ指導者ニ報告スヘシ

第五十二条 大学院学生ニシテ研究ノ実ナシト認ムヘキ者ハ評議会ノ議ヲ経テ総長之ヲ除籍ス

第五十三条 大学院学生ノ研究料ハ一年金百円トシ左ノ三期ニ分チ前納セシム但シ期間ノ中途入学シタル場合ニ於テモ其ノ期ノ研究料ヲ納付スヘシ

第一期 自 四月 至 八月 金 参拾五円

第二期 自 九月 至 十二月 金 参拾五円

第三期 自 一月 至 三月 金 参拾円

第五十四条 大学院学生ニシテ兵役ニ服スル者ニハ服務中其ノ研究料ヲ免除ス但シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス

研究料納付期間ノ中途ニ於テ兵役服務終了シタルトキハ其ノ期ノ研究料ハ月割金拾円トシテ前納セシム但シ其ノ期ノ全額ヲ超ユルトキハ全額ニ止ム

第五十五条 大学院学生ニシテ研究上特ニ奨励ヲ加フヘキ必要アル者ニハ評議会ノ議ヲ経テ研究料ヲ免除シ又ハ研究ニ要スル相当ノ費用ヲ給与スルコトアルヘシ

第五十六条 大学院学生ニシテ研究料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ之ヲ除名ス

第五十七条 第十一条、第十六条、第二十六条、第二十七

条ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第二節 特選給費学生

第五十八條 大学院ニ特選給費学生ヲ置ク

特選給費学生ハ大学院学生中学力操行優秀ナル者ヨリ之ヲ選抜シ研究料ヲ免除シ且學資ヲ給与ス

第五十九條 學部長ハ当該學部教授会ノ議ヲ經テ特選給費学生タルヘキ者ヲ推薦シ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ之ヲ命ス

第六十條 特選給費学生タル期間ハ一年トス但シ必要アル場合ニ於テハ評議會ノ議ヲ經テ更ニ之ヲ継続スルコトヲ得

第六十一條 特選給費学生ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス但シ本學副手ヲ囑託セラルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十二條 特選給費学生ニシテ兵役ニ服シ又ハ其ノ資格ニ欠クル者アルトキハ当該學部長ノ申請ニ依リ評議會ノ議ヲ經テ総長之ヲ免ス

第四章 貸費 給費 賞与

第六十三條 獎學ノ為寄附ヲ受ケタル資金ノ貸費、給費及賞与ハ寄附者ノ指定アル場合ノ外以下各条ノ規定ニ依リ第六十四條 貸費ハ本學ニ於テ指定スル学科ヲ修ムル者又ハ學資支弁ノ途ヲ失ヒタル者ニ之ヲ貸付シ給費及賞与ハ

本學ニ於テ特ニ奨励ヲ必要トスル学科ヲ修ムル者又ハ業績顯著ナル者ニ之ヲ給与ス

第六十五條 貸費、給費及賞与ヲ受クヘキ者並ニ其ノ額ハ評議會ノ議ヲ經テ総長之ヲ定ム

第六十六條 貸費又ハ給費ヲ受クル者休學スルトキハ其ノ期間貸費又ハ給費ヲ停止スルコトアルヘシ

第六十七條 貸費又ハ給費ヲ受クル者停學ニ処セラレタルトキハ以後之ヲ受クルコトヲ得ス

貸費ヲ受クル者放學ニ処セラレタルトキハ即時其ノ全額ヲ返納スヘシ

第六十八條 貸費ヲ受ケタル者ハ學士試験合格後一年ヲ經過シタル時ヨリ起算シ其ノ貸費ヲ受ケタル期間ノ二倍ノ期間内ニ月賦ヲ以テ之ヲ返納スヘシ但シ一時ニ全額ヲ返納シ又ハ月賦額ヲ超エ返納スルコトヲ妨ケス

貸費返納期間内ニ於テ兵役ニ服シ又ハ海外ニ留學スル者ニハ其ノ事故終了ノ日迄貸費ノ返納ヲ猶予スルコトアルヘシ

貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リタルトキハ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコトアルヘシ

第六十九條 貸費ヲ受クル者中途学籍ヲ脱シタルトキハ前条ノ規定ヲ準用ス

第七十条 貨費ニハ利子ヲ付スルコトアルヘシ

附 則

一 本通則ハ昭和十三年三月一日ヨリ施行ス

一 本通則施行前ニ入学シタル大学院学生ノ研究料ハ旧通則第四十六条第一項ニ依ル但シ本人ノ希望ニ依リ本通則第五十三条ニ依ルコトヲ妨ケス

四七 通則一部改正〔試験規定中改正〕

〔二六〕

達示第三号

一九三九(昭和一四)年三月三十一日

〔第二十條〕第二号中「医学部 医学士」ヲ

「医学部

医学科 医学士

薬学科 薬学士」

ニ改ム

附 則

本改正ノ件ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四八 通則一部改正〔入学、選科生規定中改正〕

〔二六〕

達示第四号

一九四一(昭和一六)年三月一三日

第十一条ノ次ニ左ノ一条ヲ加ヘ以下一條ツツ繰下グ

第十二条入学許可ヲ得タル者ハ本学同学会ニ入会スヘシ

第三十二条中「第十条」ノ次ニ「第十二条」ヲ加フ

附 則

本改正ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四九 通則一部改正〔入学、授業料、大学院学生規定中改正、特選給費学生規定を大学院特別研究生規定に改

正〕

〔二三〕

達示第六号

一九四四(昭和一九)年四月一日

第九条第二項ヲ左ノ如ク改ム

入学志望者ハ総テ願書ニ検定料金拾円ヲ添ヘ差出スヘシ但シ第五条又ハ第六条ニ該当スル者ニシテ検定試験ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ検定料トシテ別ニ金拾円ヲ添フルヲ要ス

同 条第三項中「受験料」ヲ「検定料」ニ改ム

第十條第一項中「入學許可ヲ得タル者ハ」ノ次ニ「總テ」ヲ加ヘ入學料「金拾圓」ヲ「金五圓」ニ改メ同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

受理シタル入學料ハ之ヲ還付セス

第十三條第二項中「第十條ノ規定」ヲ「第九條及第十條ノ規定」ニ改ム

第二十二條 授業料ハ一学年金百五拾圓トシ左ノ二期ニ分チ指定ノ期日ニ之ヲ納付セシム但シ期ノ中途ニ於テ陸海軍徵集見込ノ者及其ノ他特別ノ事由アル者ニ付テハ別ニ定ムル分納規程ニ依ル

自 四月 金七拾五圓
至 九月

自 十月 金七拾五圓
至 三月

受理シタル授業料ハ之ヲ還付セス

第二十三條第一項但書ヲ削リ第二項ヲ左ノ通改ム

前項ノ場合ニ於ケル授業料ノ月割徵收額ハ金拾貳圓五拾錢トス

第四十六條第二項但書トシテ左ノ條項ヲ加フ

但シ受理シタル檢定料ハ之ヲ還付セス

第四十六條ノ二 入學許可ヲ得タル者ハ入學料金五圓ヲ納

付スヘシ但シ受理シタル入學料ハ之ヲ還付セス

第五十四條 大学院學生ノ研究料ハ一年金百貳拾五圓トシ左ノ三期ニ分チ前納セシム但シ期ノ中途ニ於テ陸海軍徵集見込ノ者ニ付テハ別ニ定ムル分納規程ニ依ル

自 四月 金五拾貳圓
至 八月

自 九月 金四拾貳圓
至 十二月

自 一月 金參拾壹圓
至 三月

期ノ中途入學シタル場合ニ於テモ其ノ期ノ研究料ヲ納付スヘシ

受理シタル研究料ハ之ヲ還付セス

第五十五條第一項但書ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ通り改ム

前項ノ研究料ノ月割徵收額ハ金拾圓五拾錢トス

第五十八條中「第二十七條第二十八條」ヲ「第二十六條乃至第二十八條」ニ改ム

第三章第二節「特選給費學生」ヲ「大学院特別研究生」ニ改ム

第五十九條 大学院ニ昭和十八年文部省令第七十四號ニ依

リ特別研究生ヲ置ク

第六十條 特別研究生タラントスル者ハ大学院特別研究生

選定願ニ履歴書及研究ニ関スル業績ヲ添附シ学部長ヲ經由シテ総長ニ願出ツヘシ

特別研究生ノ員數、志願ノ時期等ハ其ノ都度之ヲ定ム

第六十一条 総長ハ前条ノ志願者ニ就キ学部長ノ意見ニ徴シテ之ヲ銓衡シ指導教授ヲ定メタル上、文部大臣ニ推薦シ其ノ認可ヲ經テ第一期ノ特別研究生ヲ選定ス

前項ノ銓衡ニ當リテハ口頭試問及身体検査ヲ施行スルコトアルヘシ

第六十一条ノ二 第二期ノ特別研究生ハ本人ノ研究事項、研究業績及指導教授ノ意見ニ徴シ第一期ノ特別研究生ニ準シ之ヲ選定ス

第六十二条 特別研究生ニ對シテハ學資トシテ第一月額九拾円ヲ給与ス

前項ノ學資ハ引續キ休學三ヶ月以上ニ涉リタルトキハ四ヶ月目ヨリ第一月額四拾五円トス

第六十二条ノ二 特別研究生病氣其ノ他ノ事故ニ因リ休學セントスルトキハ総長ノ許可ヲ受クヘシ復學ノ場合亦同シ

休學ノ期間ハ研究年限ニ之ヲ算入セス

第六十二条ノ三 昭和十八年文部省令第七十四号第十六条ノ規定ニ依リ償還スヘキ學資及研究費ノ額ハ左ノ各号ノ

定ムル所ニ依ル

一 學資ハ特別研究生タリシ期間現ニ支給シタル額

二 研究費ハ月額金貳拾円トシ特別研究生タリシ月數ニ應シ計算シタル額但シ休學ノ月數ハ特別研究生タリシ月數ニ之ヲ算入セス

第六十三条 第十一条、第二十六条、第四十八条、第四十九条及第五十一条ハ之ヲ大学院特別研究生ニ準用ス

附 則

本改正ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年三月三十一日以前ニ入学シタル者ノ授業料及研究料ノ額ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ル但シ月割徴収ノ要アル場合ニ於テハ其ノ月割額ハ授業料ニ在リテハ金拾円、研究料ニ在リテハ金八円五拾錢トス

五〇 通則一部改正（入学、休學退學除籍、授業料、選料生、大学院學生、大学院特別研究生、貸費給費賞与規定中改正）

達示第一二二号

一九四六（昭和二一）年七月三日

京都帝国大學通則中左ノ通改正ス

第九条中「金拾円」ヲ「金貳拾円」ニ改ム

第十条中「金五円」ヲ「金拾円」ニ改ム

第十二条 削除

第十六条中「兵役ニ服スル場合ヲ除キ」ヲ削除

第二十二條 授業料ハ一学年金參百六拾円トシ左ノ二期ニ

分チ指定ノ期日ニ之ヲ納付セシム但シ特別ノ事由アル者

ニ付テハ別ニ定ムル分納規程ニ依ル

自四月
至九月 金百八拾円

自十月
至三月 金百八拾円

受理シタル授業料ハ之ヲ還付セス

第二十三條中「金拾貳円五拾銭」ヲ「金參拾円」ニ改ム

第三十一條中「金拾円」ヲ「金貳拾円」ニ改ム

第四十六條中「金貳拾円」ヲ「金四拾円」ニ改ム

第四十六條ノ二中「金五円」ヲ「金拾円」ニ改ム

第四十九條中「兵役ニ服スル場合若ハ」ヲ削除

第五十四條 大学院学生ノ研究料ハ一年金參百円トシ左ノ

二期ニ分チ前納セシム

自四月
至八月 金百貳拾五円

自九月
至十二月 金 百 円

自一月
至三月 金七拾五円

期ノ中途入学シタル場合ニ於テモ其ノ期ノ研究料ヲ納付
スベシ

受理シタル研究料ハ之ヲ還付セス

第五十五條 削除

第六十一條中「文部大臣ニ推薦シ其ノ認可ヲ経テ」ヲ削除

第六十二條 特別研究生ニシテ引續キ休業三ヶ月以上ニ涉

リタルトキハ四ヶ月目ヨリ其ノ給与スヘキ学資ハ定額ノ

半額トス

第六十二條ノ三中「金貳拾円」ヲ「金四拾円」ニ改ム

第六十九條中「兵役ニ服シ又ハ」ヲ削除

附 則

本改正ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

五一 通則一部改正（入学、授業料、選科生、大学院学生
規定中改正）

達示第一一〇号
一九四七（昭和二二）年四月二二日

京都帝国大学通則の一部を次のように改正する。

第九条中「検定料金貳拾円」を「検定料金百円」に「別二金貳拾円」を「別二金百円」に改める。

第十条中「入学料金拾円」を「入学料金五拾円」に改める。

第二十二条中「一学年金参百六拾円」を「一学年金六百円」に「自四月金百八拾円」を「自九月金参百円」に「自十月金百八拾円」を「自三月金参百円」に改める。

第二十三条中「金参拾円」を「金五拾円」に改める。

第三十一条中「検定料金貳拾円」を「検定料金百円」に改める。

第四十六条中「検定料金四拾円」を「検定料金貳百円」に改める。

第四十六条ノ二中「入学料金拾円」を「入学料金五拾円」に改める。

第五十四条中「一年金参百円」を「一年金五百円」に「自四月金百貳拾五円」を「自八月金貳百拾円」に「自九月金百円」を「自十二月金百七拾円」に「自一月金七拾五円」を「自二月金百貳拾円」に改める。

五二 通 則

(六)
達示第一三〇号
一九四九(昭和二四)年八月五日

京都大学通則

(学年、学期)

第一条 学年は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第二条 学期は、左の二期とする。

前期 四月一日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

(休業)

第三条 学年中の定期休業日は、左の通りとする。
日 曜日

国民の祝日 昭和二十三年法律第七十八号

春季休業 四月一日から四月七日まで

創立記念日 六月十八日

夏季休業 七月十一日から九月十日まで

冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで

(入学)

第四条 入学は、学年の始め一回とする。

2 入学の手続は、学部規程の定めるところによる。

第五条 本学に入學することのできる者は、左の各号の一に該当する資格を有する者とする。但し、医学部医学科の入學資格については、別に定めるところによる。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

四 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者

五 文部大臣の指定した者

六 本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第六条 入學志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、学部規程の定めるところによる。

第七条 左の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考の上入學を許可することができる。

一 一の学部を卒業した者が、更に他の学部又は同一学部の他の学科に入學を志望するとき

二 中途退學した者が、更に同一学部に入學を志望するとき

三 他の大学の学部を卒業した者

第八条 一の学部の学生が、他の学部に入學を志望し又は他の大学の学生で本学に入學を志望する者は、欠員のある場合に限り、学部規程の定めるところにより転學を許可することができる。

第九条 入學志望者は、二月十五日までに願書を学部長宛提出しなければならない。

第十条 入學志望者は、願書に添えて検定料金四百円を納めなければならない。

2 受理した検定料は、返還しない。

第十一条 入學志望者又は入學を許可した者には、身体検査を行う。

第十二条 入學を許可せられた者は、入學料金四百円を納めなければならない。

2 入學料を納めない者は、入學を取消す。

第十三条 入學を許可せられた者は、本学の定めた方式によつて宣誓をしなければならない。

第十四条 除籍せられた者が、再入學を願出たときは、学部長の申請により評議会の議を経て学長これを許可することができる。

(学科課程、授業、修業年限及び在学年)

第十五条 学科課程、授業、修業年限及び在学年は、学部

規程の定めるところによる。

第十六条 学生は、他の学部科目を学修することができる。但し、この場合は、所属学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。

(休学、退学、除籍)

第十七条 疾病その他の事故により三月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、一年を超えることができない。但し、特別の事情がある者には、学部長は、学長の許可を得てなお一年以内の休学を許可することができる。

3 休学期間内において復学しようとするときは、その旨届出なければならない。

4 休学した期間は、在学年に算入しない。

第十八条 学生が、退学しようとするときは、その事由を申出て学長の許可を受けなければならない。

第十九条 左の場合には、学部長の申請により評議会の議を経て学長これを除籍する。

- 一 疾病その他の事故により成業の見込がない者
- 二 故なく宣誓をしない者
- 三 授業料納付の義務を怠る者

第二十條 試験は、学部規程の定めるところにより行う。

第二十一條 学部所定の期間在学し、試験に合格した者には、学士試験合格証書を授与する。

第二十二條 前条の合格者は、左の区別に従い、称号を用いることができる。

法学部	法学士
医学部	医学科 薬学科 薬学士
工学部	工学士
文学部	文学士
理学部	理学士
経済学部	経済学士
農学部	農学士
教育学部	教育学士

(授業料)

第二十三條 授業料は、一学年金參千六百円とし、二期に分けて所定の期日に納めなければならない。

第一期 四月から九月まで金千八百円

第二期 十月から三月まで金千八百円

2 特別の事由ある者については、別に定める減免又は分納規程による。

3 受理した授業料は、返還しない。

第二十四条 休学中は、授業料を免除する。

2 前項の場合における授業料の月割額は、金参百円とする。

第二十五条 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

(学生票)

第二十六条 学生は、別に定めた学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(懲戒)

第二十七条 本学学規に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒に関する手続は、別に定める。

第二十八条 懲戒の種類は、左の通りとする。

一 譴責

一 停学

一 放学

第二十九条 停学三月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

(選科生その他)

第三十条 選科生、外国学生、委託生、聴講生、専修科生、

大学院学生、大学院特別研究生及び貸費、給費に関しては、特に定められる場合の外なお従前の例による。

附則

この規程は、昭和二十四年六月一日から、施行する。

昭和二十四年三月三十一日以前の入学者については、第二十三条の規定にかかわらずなお従前の例による。

左の規程は、これを廃止する。

京都大学通則(明治三十七年九月一日制定)

[注] 一九五三・四・七達示第三号で廃止。

五三 通則一部改正(授業料規定中改正)

〔六〕
達示第一一〇号

一九五二(昭和二七)年五月二〇日

第二十三条中「金参千六百円」を「金六千円」に、第一期及び第二期の項中「金千八百円」を「金参千円」に改める。

第二十四条第二項中「金参百円」を「金五百円」に改める。

附則

この規程は、昭和二十七年四月一日から施行する。

昭和二十七年三月三十一日以前の入学者については、第二十三条の規定にかかわらずなお従前の例による。

五四 通 則

〔六〕
達示第三号
一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学通則

第一章 学 年

第一条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第二条 学期は、左の二期とする。

前期 四月一日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

第三条 学年中の定期休業日は、左の通りとする。

日曜日

国民の祝日 (昭和二十三年法律第百七十八号)

春季休業 四月一日から四月七日まで

創立記念日 六月十八日

夏季休業 七月十一日から九月十日まで

冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで

第二章 学 部

第四条 入学は、学年の始め一回とする。

2 入学の手続は、当該学部定めるところによる。

第五条 本学に入学することのできる者は、左の各号の一に該当する資格を有するものとする。但し、医学部医学科の入学資格については、別に定める。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

四 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者

五 文部大臣の指定した者

六 本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第六条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第七条 左の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考の上入学を許可することがある。

一 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき

二 中途退学した者が、同一学部に入學を志望するとき

三 他の大学の学部を卒業した者

第八条 本學の他學部に転學を志望し、又は他大學から本學に転學を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該學部の定めるところにより許可することがある。

第九条 入學志望者は、二月十五日までに、願書を學部長宛提出しなければならない。

第十条 入學志望者は、願書に添えて検定料金四百円を納めなければならない。

2 受理した検定料は、返還しない。

第十一条 入學志望者又は入學を許可せられた者には、身体検査を行う。

第十二条 入學を許可せられた者は、入學料金四百円を納めなければならない。

2 入學料を納めない者は、入學の許可を取消す。

3 受理した入學料は、返還しない。

第十三条 入學を許可せられた者は、本學の定めた方式によつて、宣誓をしなければならない。

第十四条 除籍せられた者が、再入學を願ひ出でたときは、學部長の申請により評議會の議を経て、學長が許可することがある。

第十五条 科目、授業、修業年限及び在學年限は、当該學部の定めるところによる。

第十六条 學生は、他學部の科目を學修することができる。但し、この場合は、所属學部長を経て、当該學部長の許可を受けなければならない。

第十七条 疾病その他の事故により、三月以上修學を中止しようとするときは、所属學部長の許可を得て、休學することができる。

2 休學は、一年を超えることができない。但し、特別の事情がある者には、學部長は、學長の許可を得て、なお一年以内の休學を許可することができる。

3 休學期間内に復學しようとするときは、その旨届け出でなければならない。

4 休學期間は、在學年に算入しない。

第十八条 學生が退學しようとするときは、その事由を申し出で、學長の許可を受けなければならない。

第十九条 左の場合には、學部長の申請により評議會の議を経て、學長が除籍する。

一 疾病その他事故により成業の見込がない者

二 故なく宣誓をしない者

三 授業料納付の義務を怠る者

第二十條 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

第二十一條 学部所定の期間在学し、試験に合格した者には、学士試験合格証書を授与する。

第二十二條 前条の合格者は、左の区別に従い、称号を用いることができる。

文学部	文学士
教育学部	教育学士
法学部	法学士
経済学部	経済学士
理学部	理学士
医学部	医学科 薬学科
工学部	工学士
農学部	農学士

第二十三條 授業料は、一学年金六千円とし、二期に分けて所定の期日に納めなければならない。

第一期 四月から九月まで 金参千円

第二期 十月から三月まで 金参千円

2 特別の事由ある者については、別に定める減免又は分納規程による。

3 受理した授業料は、返還しない。

第二十四條 休学中は、授業料を免除する。

2 前項の場合における授業料の月割額は、金五百円とする。

第二十五條 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

第二十六條 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第二十七條 本学学規に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、学長は、懲戒する。

2 懲戒に関する手続は、別に定める。

第二十八條 懲戒の種類は、左の通りとする。

- 一 譴責
- 一 停学
- 一 放学

第二十九條 停学三月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第三章 大学院

第三十條 大学院に、次の研究科を置く。

- 文学研究科
- 教育学研究科
- 法学研究科

経済学研究科

理学研究科

薬学研究科

工学研究科

農学研究科

第三十一条 研究科に、修士課程と博士課程とを置く。

第三十二条 修士課程に、入学することのできる者は、左の各号の一に該当する資格を有するものとする。

一 学校教育法第六十二条第一項に定める者

二 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した者

三 旧高等師範学校規程(明治二十七年文部省令第十一号)による高等師範学校専攻科を卒業した者

四 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限五年以上(予科の修業年限を含む。)の専門学校を卒業した者

五 外国において、学校教育における十六年の課程を修

了した者

六 本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士課程に入学することのできる者は、左の各号の一に該当する資格を有するものとする。

一 修士課程の修了者

二 本学において、修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

第三十三条 入学志望者は、二月十五日までに願書を学長宛当該研究科に提出しなければならない。

第三十四条 本学の他の研究科に転科を志望し、又は他大学から本学に転科を志望する者には、欠員のある場合に限り、関係学部の手定めるところにより許可することがある。

第三十五条 除籍せられた者が、再入学を願ひ出でたときは、関係学部長の申請により評議会の議を経て、学長が、許可することがある。

第三十六条 科目及び授業は、当該研究科の手定めるところによる。

第三十七条 学生は、他の研究科の科目を学修することができる。但し、この場合所属の研究科及び学修志望研究

科の關係学部長の許可を受けなければならない。

第三十八條 修士の学位を得ようとする者は、修士課程に二年以上在學し専攻科目につき、三十単位以上を學修し、且つ、研究論文を提出し、所定の試験を受けなければならない。

2 当該研究科において必要と認めたときは、学部及び他の研究科の科目を學修せしめ、修士課程の単位とする。ことができる。

3 研究論文の審査は、在學期間中に終るものとする。

4 在學年限は、四年を超えない。

第三十九條 前條の課程を修了した者には、左の區別に従い、學位を授与する。

文學研究科	文學修士(京都大學)
教育學研究科	教育學修士(京都大學)
法學研究科	法學修士(京都大學)
經濟學研究科	經濟學修士(京都大學)
理學研究科	理學修士(京都大學)
藥學研究科	藥學修士(京都大學)
工學研究科	工學修士(京都大學)
農學研究科	農學修士(京都大學)

第四十條 博士の學位を得ようとする者は、博士課程に三

年以上在學し、専攻科目につき、二十単位以上學修し、且つ、研究論文を提出し、所定の試験を受けなければならない。

2 前項の研究論文の審査は、論文受理後一年以内に終るものとする。

3 在學年限は、六年を超えない。

4 前各項の規定にかかわらず、研究論文を提出して博士の學位を請求することができる。論文の審査については、当該研究科の定めるところによる。

第四十一條 前條の課程を修了した者には、左の區別に従い、學位を授与する。

文學研究科	文學博士(京都大學)
教育學研究科	教育學博士(京都大學)
法學研究科	法學博士(京都大學)
經濟學研究科	經濟學博士(京都大學)
理學研究科	理學博士(京都大學)
藥學研究科	藥學博士(京都大學)
工學研究科	工學博士(京都大學)
農學研究科	農學博士(京都大學)

第四十二條 研究料は、一學年金九千円とし、二期に分けて所定の期日に納めなければならない。

第一期 四月から九月まで 金四千五百円

第二期 十月から三月まで 金四千五百円

2 特別の事由ある者については、別に定める減免又は分納規程による。

3 受理した研究料は、返還しない。

第四十三条 休学中は、研究料を免除する。

2 前項の場合における研究料の月割額は、金七百五十円とする。

第四十四条 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても研究料を納付しなければならない。

第四十五条 第四条、第六条、第十条乃至第十三条、第十七条乃至第十九条、第二十六条乃至第二十九条の規定は、大学院学生に準用する。

第四章 外国学生、委託生、聴講生

第四十六条 外国人で第五条及び第三十二条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は当該研究科の定めるところにより学士試験合格証書又は学位を授与する。

第四十七条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は当該研究科の定めるところにより、修了証書を授与する。

第四十八条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

第四十九条 委託生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料金二百五十円を所定の期日に納めなければならない。

2 委託生又は聴講生として入学を許可せられた者は、入学金二百五十円を所定の期日に納めなければならない。

3 学修又は聴講科目の聴講料は、一単位につき、学部においては金二百円、大学院においては金三百円とし、所定の期日に納めなければならない。

4 受理した検定料、入学科及び聴講料は、返還しない。

5 入学料、聴講料を納めないときは、入学又は聴講の許可を取り消す。

第五十条 第四条、第六条、第八条乃至第二十条、第二十二條乃至第二十九條の規定は、学部外国學生に準用する。

2 第四条、第六条、第十条乃至第十三條、第十七條乃至第十九條、第二十六條乃至第二十九條、第三十三條乃至第四十四條の規定は、大学院の外國學生に準用する。

3 第十一條、第十六條、第十八條乃至第二十條、第二十五條乃至第二十八條の規定は、学部の委託生及び聴講生に準用する。

4 第十一條、第十六條、第十八條乃至第二十條、第二十五條乃至第二十八條、第三十四條、第三十五條、第三十七條、第四十四條の規定は、大学院の委託生及び聴講生に準用する。

第五十一條 この章に定めるものの外、特定の学部又は研究科において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は研究科の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和二十八年四月一日から、施行する。
2 昭和二十四年三月三十一日以前の入学者については、

第二十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和二十七年三月三十一日以前の入学者については、第二十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 従前の規定による大学院は、従前の規定による大学の卒業者に限り入学の資格あるものとする。

5 従前の規定による大学院學生は、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

6 昭和二十四年八月五日達示第十三号制定の京都大学通則は、廃止する。

五五 通則一部改正（聴講生規定中改正）

〔六〕

達示第二八号
一九五三（昭和二八）年六月二三日

第四十九條第三号を次のように改める。

3 学修又は聴講科目の聴講料は、一単位につき、金二百円とし、所定の期日に納めなければならない。

附 則

この規程は、昭和二十八年六月二十三日から施行する。

五六 通則一部改正（入学、大学院規定中改正）

〔二〕
達示第一三〇号

一九五四（昭和二十九）年九月二日

第五条中「但し、医学部医学科の入学資格については、別に定める。」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長宛提出しなければならない。

第十二条第一項を次のように改める。

第十二条 入学を許可せられた者は、許可の日から十日以内に入学料金四百円を納めなければならない。

第三十条中「理学研究科」の次に「医学研究科」を加える。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 研究科に、修士課程（医学研究科を除く。）と博士課程とを置く。

第三十二条第二項を次のように改める。

2 博士課程に入学することのできる者は、左の各号の一に該当する資格を有するものとする。

一 修士課程の修了者

二 本学において、修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたる者

三 医学部医学科又は歯学部卒業者

3 前項第三号については、医学研究科に限るものとする。

第四十条第一項及び同条第三項を次のように改める。

第四十条 博士の学位を得ようとする者は、博士課程に三年（医学研究科においては四年）以上在学し、専攻科目につき、二十単位（医学研究科においては五十単位）以上学修し、且つ、研究論文を提出し、所定の試験を受けなければならない。

3 在学年限は、六年（医学研究科においては八年）を超えることができない。

第四十一条中「理学研究科理学博士（京都大学）」の次に「医学研究科医学博士（京都大学）」を加える。

附 則

この規程は、昭和三十年四月一日から施行する。

五七 通則一部改正（学位規定中改正）

〔六〕

達示第一号

一九五五（昭和三十〇）年一月二五日

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 前条の課程を修了した者には、左の区別に従

い学位を授与する。

附 則

この改正は、昭和三十年一月二十五日から施行する。

文学研究科 京都大学文学修士
教育学研究科 京都大学教育学修士

法学研究科 京都大学法学修士

経済学研究科 京都大学経済学修士

理学研究科 京都大学理学修士

薬学研究科 京都大学薬学修士

工学研究科 京都大学工学修士

農学研究科 京都大学農学修士

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 前条の課程を修了した者には、左の区別に従

い学位を授与する。

文学研究科 京都大学文学博士

教育学研究科 京都大学教育学博士

法学研究科 京都大学法学博士

経済学研究科 京都大学経済学博士

理学研究科 京都大学理学博士

医学研究科 京都大学医学博士

薬学研究科 京都大学薬学博士

工学研究科 京都大学工学博士

農学研究科 京都大学農学博士

五八 通則一部改正（聴講生規定中改正）

〔六〕
達示第四号

一九五五（昭和三〇）年三月八日

第四十八条第二項を次のように改める。

2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。なお、当該学部の手定めるところにより、試験の上、単位を与えることができる。

附 則

第四十八条第二項の改正は、昭和三十年三月八日から施行し、昭和二十九年四月一日以降入学の聴講生に適用する。

五九 通則一部改正（大学院、外国学生、委託生、聴講生

規定中改正）

〔六〕
達示第二〇号

一九五五（昭和三〇）年十一月二二日

第三十三条中「二月十五日」を「所定の期日」に改める。
第四十五条中「第四条、第六条」の次に「第七条（第一号
および第三号を除く。）」を加える。

第四十六条、第四十七条および第四十八条各第一項中「当
該学部」の次に「又は関係学部」を、第四十八条第二項中
「当該学部」の次に「又は当該研究科」をそれぞれ加える。

附則

この改正は、昭和三十年十一月二十二日から施行する。

六〇 通則一部改正（除籍規定中改正）

〔六〕
達示第五号

一九五六（昭和三二）年三月二〇日

第十四条および第三十五条中「再入学を願ひ出たときは」
の次に「除籍せられた日から三年以内に限り、」を加える。

附則

この改正は、昭和三十一年四月一日から施行する。

六一 通則一部改正（検定料、入学料、授業料、研究料、

聴講料規定中改正）

〔六〕
達示第八号

一九五六（昭和三二）年四月一〇日

第十条および第十二条中「金四百円」を「金千円」に改
める。

第二十三条第一項中「金六千円」を「金九千円」に、「金
三千円」を「金四千五百円」にそれぞれ改める。

第二十四条第二項中「金五百円」を「金七百五十円」に
改める。

第四十二条第一項中「金九千円」を「金一万三千五百円」
に、「金四千五百円」を「金六千七百五十円」にそれぞれ改
める。

第四十三条第二項中「金七百五十円」を「金千二百五十
円」に改める。

第四十九条第一項および第二項中「金二百五十円」を「金
五百円」に、第三項中「金二百円」を「金三百円」にそれ
ぞれ改める。

附則

この改正は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただ
し、昭和三十一年三月三十一日以前の入学者については、

なお従前の例による。

六二 通則一部改正（休学規定中改正）

〔六〕
達示第二四号

一九五六（昭和三二）年九月二五日

第十七条第三項および第四項をそれぞれ第四項および第五項とし、第二項を第三項として次のように改める。

3 休学は、通算四年を超えることができない。

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、学部長は、学長の許可を得て、休学を命ずることができ
る。

第三十八条を第三十九条とし、以下一条ずつ繰り下げ、

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十八条 疾病その他の事故により、三月以上修学を中止しようとするときは、学長の許可を得て、休学することが
できる。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、学
長は、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士の各課程において、それぞれ通算

三年を超えることができない。但し、医学研究科においては、特別の事情ある者に対し、なお、一年以内の休学を許可することができる。

第四十六条中「第十七条」を「第十七条第四項および第五項」に改める。

第五十一条中「第十七条」を「第十七条第四項および第五項」に、「第四十四条」を「第四十五条」にそれぞれ改める。

附則

1 この改正は、昭和三十一年十月一日から施行する。

2 第十七条および第三十八条各第三項に定める年数につき、前項の施行日前における休学期間は、通算しない。

六三 通則一部改正（入学、研究料、聴講料規定中改正）

〔六〕
達示第四号

一九五七（昭和三二）年五月一四日

第五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十

三号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 大学を卒業した者

二 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

三 文部大臣の指定した者

四 本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

一 修士課程の修了者

二 本学において、前号の者と同等以上の学力があると認めた者

3 医学研究科に入学することのできる者は、次のとおりとする。

一 医学部医学科又は歯学部卒業業者

二 文部大臣の指定した者

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第四十三条第二項および第三項を削る。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十六条中「第七条(第一号および第三号を除く。)、」の次に「第八条、」を、「第十七条第四項および第五項乃至第十九条、」の次に「第二十三条第二項および第三項、」をそれぞれ加え、「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第五十条第三項中「金三百円」を「学部においては金三百円、大学院においては金四百五十円」に改める。

第五十一条第二項中「第六条」の次に「第八条」を、「第十七条第四項および第五項乃至第十九条、」の次に「第二十三条第二項および第三項、」をそれぞれ加え、「第二十六条」および「第四十五条」をそれぞれ「第二十五条」および「第四十四条」に改める。

第五十一条第四項中「第十一条」の前に「第八条」を加え、「第三十四条」および「第四十五条」を削る。

附 則

この改正は、昭和三十二年五月十四日から施行する。

第五十条第三項の改正は、同年四月一日から適用する。

六四 通則一部改正（入学規定中改正）

（二四）
総長裁定

一九五九（昭和三四）年三月二日

第十一条中「身体検査」を「健康診断」に改める。

附 則

この改正は、昭和三十四年三月二日から施行する。

六五 通則一部改正（学士称号規定中改正）

（六）
達示第七号

一九六〇（昭和三五）年四月二日

第二十二条中「医学部
薬学科 薬学士」を「医学部
薬学科 薬学士」に改める。

附 則

この改正は、昭和三十五年四月十二日から施行し、昭和
三十五年四月一日から適用する。

六六 通則一部改正（授業料規定中改正）

（二四）
総長裁定

一九六一（昭和三六）年三月七日

第二十三条第二項中「減免又は分納規程」を「授業料、
研究料免除規程または授業料、研究料徴収猶予規程」に改
める。

附 則

この改正は、昭和三十六年三月七日から施行する。

六七 通則一部改正（検定料、入学料、授業料、研究料、

聴講料規定中改正）

（六）

達示第五号

一九六三（昭和三八）年四月九日

第十条第一項および第十二条第一項中「金千円」を「金
千五百円」に改める。

第二十三条第一項中「金九千円」を「金一万二千円」に、
「金四千五百円」を「金六千円」にそれぞれ改める。

第二十四条第二項中「金七百五十円」を「金千円」に改
める。

第四十三条中「金一万三千五百円」を「金一万八千円」

に、「金六千七百五十円」を「金九千円」にそれぞれ改める。

第四十四条第二項中「金千二百五十円」を「千五百円」に改める。

第五十条第一項および第二項中「金五百円」を「金七百五十円」に、同条第三項中「金三百円」を「金四百円」に、「金四百五十円」を「金六百円」にそれぞれ改める。

附 則

この改正通則は、昭和三十八年四月九日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。ただし、昭和三十八年三月三十一日以前の入学者については、なお従前の例による。

六八 通則一部改正〔学位規定中改正〕

〔六〕
達示第七号

一九六三(昭和三八)年四月二三日

第四十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該研究科において特別の事由があると認めたときは、その期間を一年以内に限り延長することができる。

附 則

この改正通則は、昭和三十八年四月二十三日から施行し、

昭和三十八年四月一日から適用する。

六九 通則等一部改正〔抄〕〔検定料、入学科規定中改正〕

〔六〕
達示第八号

一九六六(昭和四一)年三月二二日

第一条 京都大学通則の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「千五百円」を「三千円」に改める。

第十二条第一項中「千五百円」を「四千元」に改める。

第五十条第一項中「七百五十円」を「千五百円」に改め、

同条第二項中「七百五十円」を「二千元」に改める。

〔中略〕

附 則

1 この改正規程は、昭和四十一年四月一日から施行し、

第一条中京都大学通則第十条第一項および第五十条第一項の改正規定〔中略〕は、昭和四十二年度の入学志望者から適用する。

〔以下略〕

七〇 通則一部改正（入学規定中改正）

〔一六〕
達示第四号

一九六七（昭和四二）年三月二八日

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 本学附置の工業教員養成所を卒業した者で工学部編入学を志望するものは、当分の間、欠員のある場合に限り、工学部の定めるところにより許可することがある。

附 則

この改正規程は、昭和四十二年四月一日から施行する。

七一 通則一部改正（入学規定中改正）

〔一六〕
達示第一号

一九七二（昭和四七）年一月二五日

第八条の二を削る。

附 則

この改正規程は、昭和四十七年四月一日から施行する。

七二 通則一部改正（検定料、入学料、授業料、研究料、

聴講料規定中改正）

〔一六〕
達示第一三号

一九七二（昭和四七）年四月一八日

第十条第一項中「金三千円」を「金五千円」に改める。

第十二条第一項中「金四千円」を「金一万二千円」に改める。

第二十三条第一項中「金一万二千円」を「金三万六千円」に、「金六千円」を「金一万八千円」に改める。

第二十四条第二項中「金千円」を「金三千円」に改める。

第四十三条中「金一万八千円」を「金三万六千円」に、「

「金九千円」を「金一万八千円」に改める。

第四十四条第二項中「金千五百円」を「金三千円」に改める。

第五十条第一項中「金千五百円」を「金二千五百円」に、

同条第二項中「金二千円」を「金四千円」に、同条第三項中「学部においては金四百円、大学院においては金六百円」を「金千二百円」に改める。

附 則

1 この改正規程は、昭和四十七年四月十八日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

2 昭和四十七年度の再入学ならびに委託生および聴講生の入学にかかる検定料の額については、改正後の第十條第一項および第五十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和四十七年度における入学を許可せられた者にかかる入学料の額については、改正後の第十二條第一項および第五十條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和四十七年四月一日前から引き続き在学する者にかかる授業料および研究料の額については、なお従前の例による。

5 昭和四十七年度において入学した者にかかる同年度の授業料および研究料については、改正後の第二十三條第一項および第四十三條の規定にかかわらず、その額は、次の表に定める第一期および第二期の額を合わせた額とし、当該第一期または第二期の額を、それぞれ所定の期日に納めなければならない。

区 分	第一期	第二期
授 業 料	金六千円	金一万八千円
研 究 料	金九千円	金一万八千円

6 前項の規定が適用される者について改正後の第二十四條第二項または第四十四條第二項の規定を適用する場合においては、当該規定中「金三千円」とあるのは、「当該第一期または第二期の額の六分の一に相当する額」とする。

7 昭和四十七年度において入学した委託生および聴講生にかかる聴講料の額は、同年度に限り、改正後の第五十條第三項の規定にかかわらず、一単位につき、次の表に定めるとおりとする。

(1) 四月から九月までの授業にかかる聴講料の額	学部においては金四百円、大学院においては金六百円
(2) 十月から翌年三月までの授業にかかる聴講料の額	金千二百円
(3) 四月から翌年三月までを通じての学修または聴講を必要とする授業にかかる聴講料の額	学部または大学院において、それぞれ、(1)に定める額の二分の一に相当する額と(2)に定める額の二分の一に相当する額とを合わせた額

七三 通則等一部改正(抄)〔休業日規定中改正〕

〔六〕
達示第二〇号

一九七三(昭和四八)年四月一七日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(昭和二十三年法律第百七十八号)」を「(国民の祝日が日曜日にあたるときは、その翌日)」に改める。

〔中略〕

附 則

この規程は、昭和四十八年四月十七日から施行する。

七四 通則一部改正(学修規定中改正、特別聴講学生規定

追加)

〔六〕

達示第一号

一九七四(昭和四九)年一月八日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に一条を加える。

第十六条の二 教育上有益と認めるときは、当該学部定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学に留学し、その科目を学修することを許可することができる。

2 前項の規定により学修した科目およびこれについて修得した単位は、当該学部の定めるところにより、三十単位以内に限り、学士試験合格に必要な科目および単位として認定することができる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目の学修を許可することができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修することを許可することができる。

3 前二項の規定により学修した科目およびこれについて修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、修士課程および博士課程においてそれぞれ十単位(医学研究科の博士課程においては二十単位)以内に限り、当該課程

の修了に必要な科目および単位として認定することができる。

第四十一条に次の一項を加える。

5 第三十九条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 外国学生、委託生、聴講生、特別聴講学生等

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二 外国の大学の学生または他の大学もしくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部または大学院において聴講を志望する者には、当該学部または関係学部の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生として聴講した科目については、試験のうち、単位を与える。

第五十条第二項に後段として次のように加える。

特別聴講学生として入学を許可せられた者は、入学料の納付を要しない。

第五十条第三項中「学修または聴講科目」の上に「委託

生、聴講生および特別聴講学生(国立大学の大学院の学生であるものを除く。の)」を加える。

第五十一条に次の一項を加える。

5 第十八条、第二十條、第二十五条ないし第二十八條の規定は、特別聴講学生に準用する。

附則

1 この規程は、昭和四十九年一月八日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

2 昭和四十八年四月一日以降に休学の許可を受けて外国の大学またはその大学院において学修している者については、その者から申出があり、かつ、当該学部または研究科において相当と認めるときに限り、同日以後、改正後の相当規定による許可を受けて留学している者として取り扱うことができる。

七五 通則一部改正(検定料、入学料、授業料、研究料、

聴講料規定中改正)

〔六〕
達示第一一〇号
一九七五(昭和五〇)年三月一八日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十条第一項中「検定料金五千円」を「検定料」に改める。

第十二条第一項中「入学料金一万二千円」を「入学料」に改める。

第二十三条第一項中「一学年金三万六千円とし」を「年額を次の」に、「所定の」を「所定の」に、「金一万八千円」を「年額の二分の一に相当する額」に改め、同条第二項中「授業料、研究料免除規程または授業料、研究料徴収猶予規程」を「授業料免除規程又は授業料徴収猶予規程」に改める。

第二十四条第二項中「金三千円」を「年額の十二分の一に相当する額」に改める。

第四十三条中「研究料」を「授業料」に、「一学年金三万六千円とし」を「年額を次の」に、「所定の」を「所定の」に、「金一万八千円」を「年額の二分の一に相当する額」に改める。

第四十四条第一項中「研究料」を「授業料」に改め、同

条第二項中「研究料」を「授業料」に、「金三千円」を「年額の十二分の一に相当する額」に改める。

第四十九条の二第一項中「もしくは」を「若しくは」に改める。

第五十条第一項中「検定料金二千五百円」を「検定料」に改める。

第五十条第二項中「入学料金四千円」を「入学料」に改める。

第五十条第三項中「聴講料」を「授業料」に、「一単位につき、金千二百円とし」を「その単位数に応じて」に改める。

第五十条第四項及び第五項中「聴講料」を「授業料」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 授業料等の額

第五十三条 第十条第一項の検定料及び第十二条第一項の入学料の額並びに第二十三条第一項及び第四十三条第一項の授業料の年額は、それぞれ国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)(以下「文部省令」という。第二条第一項の規定に定める額(改正に伴う経過措置により別段の額が定められて

いるときは、その額とする。

2 第五十条第一項の検定料、同条第二項の入学料及び同条第三項の授業料の額は、それぞれ文部省令第十条の規定に基づき定められた額とする。

附 則

この規程は、昭和五十年四月一日から施行する。

七六 通則一部改正（大学院規定中改正）

〔二六〕
達示第二七号

一九七五（昭和五〇）年六月二十四日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「修士課程（医学研究科を除く。）と」を削り、同条に次の三項を加える。

2 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修業年限は、五年とし、医学研究科の博士課程の修業年限は、四年とする。

3 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）は、前期二年及び後期三年の課程に区分し、前期二年の課程は、これ

を修士課程として取り扱う。

4 本通則において、前期二年及び後期三年の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」という。

第三十二条第二項中「博士課程」を「博士後期課程」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 修士の学位を有する者

第三十六条中「科目及び授業」を「科目、その授業及び研究指導」に改める。

第三十七条の二第三項中「修士課程及び博士課程においてそれぞれ十単位（医学研究科の博士課程においては二十単位）以内に限り、」を「修士課程においては十単位以内、医学研究科の博士課程においては二十単位以内に限り、それぞれ」に改める。

第三十八条第三項中「修士、博士の各課程」を「修士、博士後期の各課程及び医学研究科の博士課程」に改める。

第三十九条第一項を次のように改める。

第三十九条 修士課程の修了の要件は、同課程に二年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき三十単位以上を学修し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

第三十九条第三項中「研究論文」を「修士論文」に改め

る。

第四十条中「前条の課程」を「修士課程」に改める。

第四十一条第一項を次のように改める。

第四十一条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に三年以上在学し、研究指導を受けたうえ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

第四十一条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の研究論文」を「博士論文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に三年以上在学し、専攻科目につき五十単位以上学修し、かつ、医学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

第四十二条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、学位論文を提出して博士の学位を請求することができる。論文の審査については、当該研究科の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和五十年六月二十四日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

2 この規程施行の際現に大学院に在学する者で昭和五十年四月一日以後修士課程に入学したもの以外のものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

七七 通則一部改正（宣誓、除籍規定中改正）

〔六〕

達示第三八号
一九七五（昭和五〇）年二月九日

京都大学通則の一部を改正する規程。
（マ）

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「しなければならない」を「行うものとする」に改める。

第十九条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この規程は、昭和五十年十二月九日から施行する。

七八 通則一部改正〔特別研究学生、大学院、学位規定中改正〕

改正〕

〔六〕
達示第二九号

一九七六(昭和五一)年六月八日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「第四十三条」を「第四十六条」に改め、同条第二項中「第五十条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第五十二条を第五十八条とし、第五十一条第二項中「第六条、第八条」を削り、「ないし第四十四条」を「第三十五条ないし第四十七条、第四十八条後段、第四十九条、第五十条」に改め、同条第四項中「第八条」を削り、「第三十七条」を「第三十六条、第三十九条第一項、第四十三条、第四十八条後段(第十九条の場合に限る。)」に改め、同条第五項中「特別聴講学生」の上に「学部」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第五十七条とする。

6 第十八条、第二十五条ないし第二十八条、第四十三条の規定は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準

用する。

第五十条第二項中「特別聴講学生」の下に「又は特別研究学生」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 委託生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、学修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日に納めなければならない。ただし、国立大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

第五十条第五項中「聴講」を「聴講若しくは研究指導を受けること」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十九条の二第一項中「関係学部」を「研究科」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第五十五条とする。

2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生(博士後期課程又はこれに相当する課程に在籍するものに限る。)で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

第四十七条、第四十八条及び第四十九条中「関係学部」を「研究科」に、「当該研究科」を「研究科」に改め、それ

それぞれの条を五条ずつ繰り下げる。

「第四章 外国学生、委託生、聴講生、特別聴講学生等」を「第五章 外国学生、委託生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 大学院

第三十条 大学院に次表上欄に掲げる研究科を置き、研究科にそれぞれ同表下欄に掲げる専攻を置く。

文学研究科	哲学専攻、宗教学専攻、心理学専攻、社会学専攻、美学美術史学専攻、国史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、地理学専攻、考古学専攻、国語学国文学専攻、中国語学中国文学専攻、梵語学梵文学専攻、フランス語学フランス文学専攻、英語学英米文学専攻、ドイツ語学ドイツ文学専攻、言語学専攻
教育学研究科	教育学専攻、教育方法学専攻
法学研究科	基礎法学専攻、公法専攻、民刑事法専攻、政治学専攻
経済学研究科	理論経済学・経済史学専攻、経済政策学専攻、経営学専攻

理学研究科

数学専攻、物理学第一専攻、物理学第二専攻、宇宙物理学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、動物学専攻、植物学専攻、地質学鉱物学専攻、生物物理学専攻、数理解析専攻

医学研究科

生理系専攻、病理系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻

薬学研究科

薬学専攻、製薬化学専攻

土木工学専攻、機械工学専攻、電気工学専攻、資源工学専攻、冶金学専攻、工業化学専攻、建築学専攻、石油化学専攻、化学工学専攻、高分子化学専攻、原子核工学専攻、電子工学専攻、航空工学専攻、衛生工学専攻、数理工学専攻、精密工学専攻、合成化学専攻、電気工学第二専攻、金属加工工学専攻、機械工学第二専攻、交通土木工学専攻、建築学第二専攻、情報工学専攻

農学研究科

農学専攻、林学専攻、農芸化学専攻、農林生物学専攻、農業工学専攻、農林経済学専攻、水産学専攻、林産工学専攻、食

品工學專攻、畜産學專攻

第三十一条 研究科に博士課程を置く。

2 博士課程の修業年限は、五年とする。ただし、医学研究科の博士課程の修業年限は、四年とする。

3 博士課程(医学研究科の博士課程を除く。)は、前期二年の課程及び後期三年の課程に区分し、前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 本通則において、前期二年及び後期三年の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」という。

第三十二条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 大学を卒業した者

二 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

三 文部大臣の指定した者

四 本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 外国において、本学大学院の修士課程に相当する課

程を修了した者

三 本学において、第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

3 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 医学部医学科又は歯学部を卒業した者

二 文部大臣の指定した者

第三十三条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該研究科の定めるところによる。

第三十四条 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するときは、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。

第三十五条 本学大学院の他研究科に転科を志望し、又は他大学大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第三十六条 除籍せられた者が再入学を願い出たときは、除籍せられた日から三年以内に限り、研究科長の申請により評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第三十七条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第三十八条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

2 当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科の科目を学修させ、修士課程若しくは医学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程若しくは博士後期課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができ。

第三十九条 学生は、他の研究科の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科の研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により学修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱については、当該研究科の定めるところによる。

第四十条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目の学修を許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学する

ことなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修することを許可することがある。

3 前二項の規定により学修した科目及びこれについて修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、修士課程においては十単位以内、医学研究科の博士課程においては二十単位以内に限り、それぞれ当該課程の修了に必要な科目及び単位として認定することができる。

第四十一条 博士後期課程の学生で、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第一項又は第二項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、博士後期課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができ。

第四十二条 疾病その他の事故により、三月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができ

きる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程及び医学研究科の博士課程において、それぞれ通算三年を超えることができない。ただし、医学研究科の博士課程においては、特別の事情ある者に対し、なお、一年以内の休学を許可することができ。

第四十三条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第四十四条 修士課程の修了の要件は、同課程に二年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき三十単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 在学年限は、四年を超えることができない。

第四十五条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に三年以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項の在学期間については、別に定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について同課程における一年以上の在学をもつて足りるものとするができる。

3 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に四年以上在学し、専攻科目につき五十単位以上修得し、かつ、

医学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

4 在学年限は、博士後期課程においては六年を、医学研究科の博士課程においては八年を超えることができない。

第四十六条 授業料は、年額を次の二期に分けて、所定の期日に納めなければならない。

第一期 四月から九月まで 年額の二分の一に相当する額

第二期 十月から三月まで 年額の二分の一に相当する額

第四十七条 休学中は、授業料を免除する。

2 前項の場合における授業料の月割額は、年額の十二分の一に相当する額とする。

第四十八条 第四条、第十条ないし第十三条、第十七条第四項及び第五項、第十八条、第十九条、第二十三条第二項及び第三項、第二十五条ないし第二十九条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第四条第二項中「当該学部」とあるのは「当該研究科」と、第十九条中「学部長」とあるのは「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。第三章の次に次の一章を加える。

第四章 学位

第四十九条 修士課程を修了した者には、次の区別に従い、学位を授与する。

文学研究科	京都大学文学修士
教育学研究科	京都大学教育学修士
法学研究科	京都大学法学修士
経済学研究科	京都大学経済学修士
理学研究科	京都大学理学修士
薬学研究科	京都大学薬学修士
工学研究科	京都大学工学修士
農学研究科	京都大学農学修士
第五十条 博士後期課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には、次の区別に従い、学位を授与する。	
文学研究科	京都大学文学博士
教育学研究科	京都大学教育学博士
法学研究科	京都大学法学博士
経済学研究科	京都大学経済学博士
理学研究科	京都大学理学博士
医学研究科	京都大学医学博士
薬学研究科	京都大学薬学博士

工学研究科 京都大学工学博士

農学研究科 京都大学農学博士

第五十一条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の区別に従い、学位を授与する。

附 則

1 この規程は、昭和五十一年六月八日から施行する。

2 農学研究科畜産学専攻における課程は、改正後の第三十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、これを修士課程とする。

3 改正後の第三十八条第二項、第三十九条（研究指導に関する部分に限る。）第四十五条第四項の規定は、昭和五十年四月一日以後修士課程に入学した者から適用し、同日前に修士課程に入学した者については、なお従前の例による。

4 改正後の第五十七条第二項による大学院及び学位に関する規定の準用については、準用されるそれぞれの規定の大学院学生への適用の例による。

七九 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔二〕
達示第八号

一九七七(昭和五二年)三月一日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第四項中「本通則において、」を「前項の」に改める。

第二条 京都大学通則の一部を改正する規程(昭和五十年達示第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 改正後の規定は、昭和五十年四月一日以後の修士課程の入学者及び昭和五十二年四月一日以後の博士後期課程の入学者から適用し、これらの日前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 京都大学通則の一部を改正する規程(昭和五十一年達示第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 改正後の第三十八条第二項、第三十九条(研究指導に關する部分に限る。)、第四十五条第四項の規定は、昭

和五十年四月一日以後の修士課程の入学者及び昭和五十二年四月一日以後の博士後期課程の入学者から適用し、これらの日前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

八〇 通則一部改正〔入学、入学科、授業料規定中改正〕

〔二〕

達示第四号

一九七八(昭和五三年)二月二一日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「又は入学を許可せられた者」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 入学に際しては、所定の期日までに入学科を納めなければならない。

2 入学科を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとつた者については、この限り

でない。

3 第一項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和五十三年達示第五号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとつた者が入学料全額の免除をなされなかつた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは、学生の身分を失う。

5 受理した入学料は、返還しない。

第二十三条第一項中「所定の期日に」を「所定の期日までに」に改め、同条第二項中「特別の事由ある者」を「前項の規定にかかわらず、特別の事由のある者」に、「授業料免除規程又は授業料徴収猶予規程」を「免除等規程」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第五十六条第一項中「所定の期日に」を削り、同条第二

項中「入学を許可せられた者は、入学料を所定の期日に」を「入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を」に、「特別研究学生として入学を許可せられた者」を「特別研究学生として入学する者」に改め、同条第三項中「所定の期日に」を「所定の期日までに」に改め、同条第五項中「受けることの許可を取り消す」を「受けることを許可しない」に改める。

第五十八条中「この章に」を「この章及び別に」に改める。

附 則

この規程は、昭和五十三年二月二十一日から施行する。

八一 通則一部改正（授業料等の額、大学院規定中改正）

〔六〕
達示第二六号
一九七八（昭和五三）年四月一八日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項中「文部省令第十条」を「文部省令第十二条」に改める。

第二条 京都大学通則の一部を改正する規程(昭和五十一年達示第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項及び第四項を一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、昭和五十三年四月十八日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

八二 通則等一部改正〔抄〕〔授業料等の額規定中改正〕

〔六〕
達示第三十九号
一九七八(昭和五三)年六月二〇日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項中「第十二条」を「第十三条」に改める。

〔中略〕

附 則

この規程は、昭和五十三年六月二十日から施行し、昭和五十三年五月三十日から適用する。

八三 通則一部改正〔入学、授業料等の額規定中改正〕

〔六〕
達示第四一号
一九七八(昭和五三)年一〇月三一日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

た者

第五十九条第一項中「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)以下「文部省令」という。」第二条第一項の規定に定める額(改正に伴う経過措置により別段の額が定められているときは、

その額」とする」を「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号。以下「文部省令」という。）の定めるところによる」に改める。

附 則

この規程は、昭和五十三年十月三十一日から施行する。

八四 通則一部改正（大学院規定中改正）

〔六〕
達示第一二二号

一九七九（昭和五四）年五月一日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「機械工学第二専攻」を削り、「情報工学専攻」の下に「物理工学専攻」を加える。

附 則

1 この規程は、昭和五十四年五月一日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

2 工学研究科物理工学専攻における課程は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、これを修士課程とする。

3 工学研究科機械工学第二専攻は、改正後の第三十条の規定にかかわらず、昭和五十四年三月三十一日にその専攻に在学する者がその専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

八五 通則一部改正（入学、大学院規定中改正）

〔六〕
達示第三〇号

一九七九（昭和五四）年二月一八日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したものの

第三十二条第三項中第二号を第三号とし、第一号の次の一号を加える。

二 外国において、学校教育における十八年の課程を修了した者

第三十二条第三項に次の一号を加える。

四 本学において、第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第三十八条第二項中「若しくは博士後期課程」を「、博士後期課程若しくは医学研究科の博士課程」に改める。

第四十条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定により学修した科目及びこれについて修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、十単位以内に限り、修士課程又は医学研究科の博士課程の修了に必要な科目及び単位として認定することができる。

第四十一条中「博士後期課程」の下に「又は医学研究科の博士課程」を加える。

第四十五条第二項を削り、同条第三項中「在学し、専攻科目につき五十単位以上修得し」を「在学して専攻科目につき三十単位以上修得し、研究指導を受け」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前二項の在学期間については、別に定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては一年以上の、医学研究科の博士課程にあつては三年以上の在学をもつて足りるものとすることができる。

附 則

1 この規程中第五条及び第三十二条第三項の改正規定は昭和五十四年十二月十八日から、その他の改正規定は昭和五十五年四月一日から、それぞれ施行する。

2 改正後の第三十八条第二項(研究指導に関する部分に限る。)、第四十条第三項、第四十一条並びに第四十五条第二項及び第三項の規定中医学研究科の博士課程に関する部分は、昭和五十五年四月一日以後同課程に入学した者から適用し、同日前に同課程に入学した者については、なお従前の例による。

八六 通則一部改正(大学院規定中改正)

〔六〕
達示第二〇号

一九八一(昭和五六)年五月一九日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「畜産学専攻」の下に「、熱帯農学専攻」を加える。

第二条 京都大学通則の一部を改正する規程(昭和五十四年達示第十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

1 この規程は、昭和五十六年五月十九日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

2 農学研究科熱帯農学専攻における課程は、京都大学通則第三十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、これを修士課程とする。

八七 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔六〕

達示第二二二号

一九八三(昭和五八)年五月二四日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「物理工学専攻」の下に「分子工学専攻」を加える。

第二条 京都大学通則等の一部を改正する規程(昭和五十六年達示第二十号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第一項の項番号を削る。

附 則

1 この規程は、昭和五十八年五月二十四日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。

2 工学研究科分子工学専攻における課程は、京都大学通則第三十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、これを修士課程とする。

八八 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔六〕

達示第七号

一九八五(昭和六〇)年五月二一日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「外科系専攻」の下に「分子医学系専攻」を加える。

第二条 京都大学通則等の一部を改正する規程(昭和五十八年達示第十三号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第一項の項番号を削る。

附 則

この規程は、昭和六十年五月二十一日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

八九 通則一部改正〔休業日、大学院規定中改正〕〔六〕

達示第一〇号

一九八六(昭和六二)年五月二〇日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「国民の祝日(国民の祝日が日曜日にあたるときは、その翌日)」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日」に改める。

第三十条中「数理解析専攻」の下に「、霊長類学専攻」を加える。

附則

この規程は、昭和六十一年五月二十日から施行し、改正後の第三十条の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

九〇 通則一部改正〔授業料規定中改正〕〔六〕

達示第五号

一九八七(昭和六二)年三月一〇日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、入学年度の第一期に係る授業料については、入学を許可される者が申し出た場合、入学を許可するときに納めるものとする。

第二十三条に次の一項を加える。

4 第一項ただし書の規定により入学年度の第一期に係る授業料を納めた者が入学年度の前年度の三月三十一日までに入学を辞退し、かつ、申し出た場合にあつては、既に納めた授業料に相当する額を返還するものとする。

第四十八条及び第五十七条第二項中「第二十三条第二項及び第三項」を「第二十三条第一項ただし書及び第二項ないし第四項」に改める。

附則

この規程は、昭和六十二年三月十日から施行する。

九一 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔六〕
達示第一号

一九八七(昭和六二)年五月二〇日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「経営学専攻」の下に「現代経済学専攻」を、「分子工学専攻」の下に「応用システム科学専攻」を加える。

附 則

1 この規程は、昭和六十二年五月二十日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用する。

2 経済学研究科現代経済学専攻及び工学研究科応用システム科学専攻における課程は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、これを修士課程とする。

九二 通則一部改正〔検定料規定中改正〕

〔六〕
達示第二四号

一九八七(昭和六二)年十二月二二日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第六条に規定する試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第一段階目の選抜に合格しなかつた者については、その者の申出により国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号。以下「文部省令」という。)第二条第二項に規定する第二段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

第四十八条中「第十条ないし第十三条」を「第十条第一項及び第二項、第十一条ないし第十三条」に改める。

第五十七条第二項中「第十条ないし第十三条」を「第十条第一項及び第二項、第十一条ないし第十三条」に改める。

第五十九条第一項中「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号。以下「文部省令」という。)」を「文部省令」に改める。

附 則

この規程は、昭和六十二年十二月二十二日から施行し、昭和六十二年九月十四日から適用する。

九三 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔二六〕
達示第二〇号

一九八八(昭和六三)年五月一〇日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「教育方法学専攻」の下に、「臨床教育学専攻」を加える。

附 則

1 この規程は、昭和六十三年五月十日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 教育学研究科臨床教育学専攻における課程は、第三十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、これを修士課程とする。

九四 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔二六〕
達示第一一号

一九八九(平成元)年五月一六日

京都大学通則の一部を改正する規程の一部を改正する規程

京都大学通則の一部を改正する規程(昭和六十二年達示第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この規程は、平成元年五月十六日から施行し、平成元年四月一日から適用する。

九五 通則等一部改正〔抄〕〔授業料の額規定中改正〕

〔二六〕
達示第二〇号

一九八九(平成元)年七月三日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項中「第十三条」を「第十二条」に改める。

〔中略〕

附 則

この規程は、平成元年七月三日から施行し、平成元年六月五日から適用する。

九六 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔六〕

達示第一九号

一九九〇(平成二)年六月二六日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「分子医学系専攻」の下に、「脳統御医学系専攻」を加える。

第三十一条第二項中「修業年限」を「標準修業年限」に改める。

第三十二条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 大学に三年以上在学し、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者

第三十二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 文部大臣の指定した者

第四十一条第一項中「博士後期課程又は医学研究科の博士課程の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、修士課程の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものと

する。

第四十一条第二項中「当該研究科の定めるところにより」の下に、「修士課程」を加える。

第四十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、在学期間については、別に定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に一年以上の在学をもつて足りるものとすることができる。

第四十五条第三項中「一年以上」を「二年(修士課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が二年未満のものにあつては、その在学期間を含めて三年)以上」に改める。

第五十五条第二項中「(博士後期課程又はこれに相当する課程に在籍するものに限る。)」を削る。

第二条 京都大学通則の一部を改正する規程(昭和六十三年達示第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

1 この規程は、平成二年六月二十六日から施行し、平成二年四月一日から適用する。

2 改正後の第四十一条の規定は、平成二年四月一日以後

修士課程に入学した者から適用し、同日前に同課程に入学した者については、なお従前の例による。

九七 通則一部改正〔授業料規定中改正〕

〔六〕
達示第四号

一九九一(平成三)年三月五日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第二期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第一期に係る授業料を納めるときに、入学年度の第一期又は第一期及び第二期に係る授業料については、入学を許可される者が申し出た場合、入学を許可するときに納めるものとする。

第二十三条第四項中「第一期」の下に「又は第一期及び第二期」を加える。

附 則

この規程は、平成三年三月五日から施行する。

九八 通則一部改正〔授業料、大学院、学位規定中改正〕

〔六〕

達示第一八号

一九九一(平成三)年五月二八日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「第一項ただし書の規定により」の下に「、第二期に係る授業料を当該年度の第一期に係る授業料を納めるときに併せて納めた者が第二期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学し、かつ、申し出た場合にあつては、既に納めた第二期に係る授業料に相当する額を、」を加える。

第三十条工学研究科の項中「応用システム科学専攻」の下に「、環境地球工学専攻」を加え、同条農学研究科の項の次に次のように加える。

人間・環境学研究科 人間・環境学専攻

第四十九条中「農学研究科 京都大学農学修士」を

「農学研究科 京都大学農学修士
人間・環境学研究科 京都大学学術修士」に改め、同条に

次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、人間・環境学研究科以外の研究科においては、別に定めるところにより、学術修士の学位を授与することができる。
第五十条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、学術博士の学位を授与することができる。

附 則

1 この規程は、平成三年五月二十八日から施行し、平成三年四月一日から適用する。

2 工学研究科環境地球工学専攻及び人間・環境学研究科人間・環境学専攻における課程は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、これを修士課程とする。

九九 通則一部改正（入学、特別聴講生、特別研究生規定
中改正）

〔六〕
達示第三九号
一九九一（平成三）年一二月二四日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「に相当する」を「と同等の」に、「指定」を「認定」に改める。

第十条第三項中「国立の学校」を「国立学校」に改める。
第五十六条第三項ただし書中「国立大学の大学院の学生」の下に「又は大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成三年四月十一日学術国際局長裁定）に基づき受け入れる外国の大学の学生若しくは大学院の学生」を加える。

附 則

この規程は、平成三年十二月二十四日から施行する。

一〇〇 通則一部改正（卒業、大学院、学位規定中改正）

〔六〕
達示第三号
一九九二（平成四）年三月一七日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士

試験に合格することとする。

第二十二條 削除

第三十二條第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八條の二第三項の規定により学士の学位を授与された者

第四十九條及び第五十條を次のように改める。
第四十九條 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第五十條 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

第五十條の次に次の一條を加える。

第五十條の二 博士後期課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第五十一條中「區別に従い、」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第五十一條の二 この章に定めるもののほか、学位の授与に關し必要な事項は、別に定める。

第五十二條第二項中「学士試験合格証書又は」を削る。
第五十七條第一項中「第二十二條」を「第二十三條」に

改め、同條第二項中「第四十九條」を削り、「第五十條」の下に「第五十條の二」を加える。

附 則

1 この規程は、平成四年三月十七日から施行し、平成三年七月一日から適用する。

2 改正前の第二十二條の規定による学士の称号は、改正後の第四十九條又は第五十二條第二項の規定による学士の学位とみなす。

一〇一 通則一部改正(大学院規定中改正)

〔六〕
達示第二九号

一九九二(平成四)年一〇月二〇日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十條人間・環境学研究科の項中「人間・環境学専攻」の下に「文化・地域環境学専攻」を加える。

附 則

1 この規程は、平成四年十月二十日から施行し、平成四年十月一日から適用する。

2 人間・環境学研究科文化・地域環境学専攻における課程は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、これを修士課程とする。

一〇二 通則一部改正（学修規定中改正、科目等履修生規定追加）

〔六〕
達示第五三〇号

一九九二（平成四）年十一月一〇日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「学修」を「履修」に改める。

第十六条の二第二項中「前項」を「前二項」に、「学修」を「履修」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「外国の大学」及び「当該外国の大学」の下に「又は短期大学」を加え、「学修」を「履修」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

教育上有益と認めるときは、当該学部定めるところにより、他の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

第十六条の二の次に次の二条を加える。

第十六条の三 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位は、当該学部定めるところにより、前条第三項の規定により認定された単位数と合わせて三十単位以内に限り、学士試験合格に必要な科目及び単位として認定することができる。

第十六条の四 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第一項に規定する履修を、当該学部の定めるところにより当該学部における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は、与

えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、前条第二項の規定を準用する。

第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第二項並びに第四十条第一項から第三項までの規定中「学修」を「履修」に改める。

「第五章 外国学生、委託生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等」を「第五章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 本学の学生以外の者で学部において、一又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部の定めるところにより科目等履修生として入学を許可するところがある。

2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

第五十六条第一項及び第二項中「委託生」の下に「科目等履修生」を加え、同条第三項中「委託生」の下に「科目等履修生」を加え、「学修」を「履修」に改める。

第五十七条第三項中「委託生」の下に「科目等履修生」

を加える。

附 則

この規程は、平成五年四月一日から施行する。

一〇三 通則一部改正（学期、休業日、入学、教育課程、

科目区分規定中改正）

〔六〕
達示第一三三号

一九九三（平成五）年三月九日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十月十五日」を「九月三十日」に、「十月十六日」を「十月一日」に改める。

第三条中「日 曜 日」を「日 曜 曜 日」に、「七月十一

日から九月十日まで」を「七月十九日から九月九日まで」に、「十二月二十五日」を「十二月二十四日」に改める。

第七条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

第九条中「学部長あて」を「学部長あてに」に改める。
第十二条第四項中「免除をなされなかつた」を「免除をされなかつた」に改める。

第十三条中「許可せられた」を「許可された」に改める。
第十四条中「除籍せられた」を「除籍された」に改める。

第五十九条第一項中「第二十三条第一項及び第四十六条」を「第二十八条第一項及び第五十一条」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条を第六十七条とする。

第五十八条を第六十六条とする。

第五十七条第一項中「第八条ないし第二十条、第二十三条ないし第二十九条」を「第八条ないし第十四条、第十八条ないし第二十六条、第二十八条ないし第三十四条」に改め、同条第二項中「第十七条第四項」を「第二十三条第四項」に、「第十九条、第二十三条第一項ただし書」を「第二十五条、第二十八条第一項ただし書に」、「第二十五条ないし第二十九条、第三十三条、第三十五条ないし第四十七条、第四十八条後段、第五十条、第五十条の二」を「第三十条ないし第三十四条、第三十八条、第四十条ないし第五十二条、第五十三条後段、第五十五条、第五十六条」に改め、同条第三項中「第十六条、第十八条ないし第二十條、第二

十五条ないし第二十八条」を「第十九条、第二十四条ないし第二十六条、第三十条ないし第三十三条」に改め、同条第四項中「第十六条、第十八条ないし第二十條、第二十五条ないし第二十八条、第三十五条、第三十六条、第三十九条第一項、第四十三条、第四十八条後段」を「第十九条、第二十四条ないし第二十六条、第三十条ないし第三十三条、第四十条、第四十一条、第四十四条第一項、第四十八条、第五十三条後段」に、「第十九条」を「第二十五条」に改め、同条第五項中「第十八条、第二十條、第二十五条ないし第二十八条」を「第二十四条、第二十六条、第三十条ないし第三十三条」に改め、同条第六項中「第十八条、第二十四条、第三十条ないし第三十三条、第四十三条」を「第二十四条、第三十条ないし第三十三条、第四十八条」に改め、同条を第六十五条とする。

第五十六条第五項中「授業料」を「又は授業料」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十五条を第六十三条とし、第五十四条を第六十二条とし、第五十三条の二を第六十一条とし、第五十三条を第六十条とする。

第五十二条第一項中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十一条の二を第五十八条とし、第五十一条を第五十七条とし、第五十条の二を第五十六条とし、第五十条を第五十五条とし、第四十九条を第五十四条とする。

第四十八条中「第十三条、第十七条第四項及び第五項、第十八条、第十九条、第二十三条第一項ただし書」を「第十三条、第十七条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書」に、「第二十五条ないし第二十九条」を「第三十条ないし第三十四条」に、「第十九条中」を「第二十五条中」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十七条を第五十二条とし、第四十六条を第五十一条とする。

第四十五条第三項中「別に定めるところにより」を「当該研究科の定めるところにより」に改め、同条を第五十条とする。

第四十四条第一項中「別に定めるところにより」を「当該研究科の定めるところにより」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十三条を第四十八条とし、第三十七条から第四十二条までを五条ずつ繰り下げる。

第三十六条中「除籍せられた」を「除籍された」に改め、

同条を第四十一条とする。

第三十五条を第四十条とし、第三十条から第三十四条までを五条ずつ繰り下げる。

第二章中第二十九条を第三十四条とし、第二十三条から第二十八条までを五条ずつ繰り下げる。

第二十二条を削り、第二十一条を第二十七条とし、第十七条から第二十条までを六条ずつ繰り下げる。

第十六条の四を第二十二条とし、第十六条の三を第二十一条とし、第十六条の二を第二十条とし、第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とする。

第十四条の次に次の三条を加える。

第十五条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第十六条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第十七条 科目の単位数の計算の基準については、別に定

める。

附 則

この規程は、平成五年四月一日から施行する。

一〇四 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔六〕
達示第五八号
一九九三(平成五)年六月二二日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条薬学研究科の項中「製薬化学専攻」の下に「薬品作用制御システム専攻」を加え、同条工学研究科の項中「工業化学専攻」、「石油化学専攻、化学工学専攻、高分子化学専攻」及び「合成化学専攻」を削り、「物理工学専攻」の下に「材料化学専攻、物質エネルギー化学専攻」を、「分子工学専攻」の下に「高分子化学専攻、合成・生物化学専攻、化学工学専攻」を加える。

第二条 京都大学通則の一部を改正する規程(平成三年達示第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

1 この規程は、平成五年六月二十二日から施行し、平成五年四月一日から適用する。

2 工学研究科工業化学専攻、石油化学専攻及び合成化学専攻は、改正後の第三十五条の規定にかかわらず、平成四年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 薬学研究科薬品作用制御システム専攻における課程は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当分の間、これを修士課程とする。

一〇五 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔六〕
達示第一三三号
一九九四(平成六)年六月七日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 入学は、学年の初め一回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定める

ところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学に入學する前に大学院において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号第十五条において準用する大学設置基準第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入學した後、の本学における科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、第四十五条第三項の規定を準用する。

第五十三条中「第四条、」、第四條第二項中「当該学部」とあるのは「当該研究科」と及び「それぞれ」を削る。

第六十五条第二項中「第四条、」を削り、「第三十四条」の下に、「第三十六条の二」を加え、同条第四項中「(第二十五条の場合に限る。)」を削る。

附則

この規程は、平成六年十月一日から施行する。

一〇六 通則一部改正(大学院規定中改正) (二)

達示第三三号

一九九四(平成六)年九月二七日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条理学研究科の項中「数学専攻」を「数学・数理解析専攻」に、「地球物理学専攻」を「地球惑星科学専攻」に改め、「地質学鉱物学専攻」及び「数理解析専攻」を削り、同条工学研究科の項中「機械工学専攻」、「冶金学専攻」、「原子核工学専攻」、「航空工学専攻」、「精密工学専攻」、「金属加工工学専攻」及び「物理工学専攻」を削り、「情報工学専攻」の下に「機械工学専攻、機械物理工学専攻、精密工学専攻、エネルギー応用工学専攻、原子核工学専攻、材料工学専攻、航空宇宙工学専攻」を加える。

附則

1 この規程は、平成六年九月二十七日から施行し、平成

六年四月一日から適用する。

2 理学研究科数学専攻、地球物理学専攻、地質学鉱物学専攻及び数理解析専攻並びに工学研究科冶金学専攻、航空工学専攻、金属加工学専攻及び物理工学専攻は、改正後の第三十五条の規定にかかわらず、平成五年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

一〇七 通則一部改正(科目等履修生、聴講生規定中改正)

〔六〕

達示第四〇号

一九九四(平成六)年十一月八日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「学部」の下に「又は大学院」を、「当該学部」の下に「又は研究科」を加え、同条第二項中「当該学部」の下に「又は研究科」を加える。

第六十二条第二項中「なお、当該学部又は研究科の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。」

を削る。

第六十五条第四項中「委託生」の下に「科目等履修生」を加える。

附 則

この規程は、平成七年四月一日から施行する。

一〇八 通則一部改正(大学院規定中改正)

〔六〕

達示第三号

一九九五(平成七)年一月二十四日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第五号中「在学し」の下に「又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し」を加える。

附 則

この規程は、平成七年一月二十四日から施行し、平成六年八月十日から適用する。

一〇九 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔二〕
達示第一〇号
一九九五(平成七)年五月九日

京都大学通則等の一部を改正する規程

第一条 京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条理科学研究科の項中「物理学第一専攻、物理学第二専攻、宇宙物理学専攻」を「物理学・宇宙物理学専攻」に、「動物学専攻、植物学専攻、生物物理学専攻、霊長類学専攻」を「生物科学専攻」に改め、同条工学研究科の項中「電気工学専攻」、「電子工学専攻」、「数理工学専攻、電気工学第二専攻」、「情報工学専攻」及び「応用システム科学専攻」を削り、「航空宇宙工学専攻」の下に「電気工学専攻、電子物性工学専攻、電子通信工学専攻、数理工学専攻、情報工学専攻、応用システム科学専攻」を加え、同条農学研究科の項中「農業工学専攻、農林経済学専攻」を削り、「熱帯農学専攻」の下に「地域環境科学専攻、生物資源経済学専攻」を加える。

第二条 京都大学通則の一部を改正する規程(平成四年達示第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

第三条 京都大学通則等の一部を改正する規程(平成五年達示第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附則

1 この規程は、平成七年五月九日から施行し、平成七年四月一日から適用する。

2 理科学研究科物理学第一専攻、物理学第二専攻、宇宙物理学専攻、動物学専攻、植物学専攻、生物物理学専攻及び霊長類学専攻並びに工学研究科電子工学専攻及び電気工学第二専攻並びに農学研究科農業工学専攻及び農林経済学専攻は、改正後の第三十五条の規定にかかわらず、平成六年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

一一〇 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔二〕
達示第五号

一九九六(平成八)年三月二六日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三十五條文学研究科の項を次のように改める。

文学研究科 文献文化学専攻、思想文化学専攻、歴史文化学専攻、行動文化学専攻、現代文化学専攻

第三十五條経済学研究科の項中「理論経済学・経済史学専攻」を「経済システム分析専攻」に改め、同条工学研究科の項中「土木工学専攻」の下に「土木システム工学専攻」を加え、「衛生工学専攻、交通土木工学専攻、建築学第二専攻」、「エネルギー応用工学専攻」及び「環境地球工学専攻」を削り、「資源工学専攻」の下に「環境地球工学専攻、環境地球工学専攻」を、「建築学専攻」の下に「生活空間学専攻」を加え、同条農学研究科の項中「林学専攻」、「農林生物学専攻、水産学専攻、林産工学専攻」及び「畜産学専攻、熱帯農学専攻」を削り、「食品工学専攻」の下に「森林科学専攻、応用生物科学専攻」を加え、同条人間・環境学研究科の項中「文化・地域環境学専攻」の下に「アフリカ地域研究専攻」を加え、同項の次に次のように加える。

エネルギー科学研究科

エネルギー社会・環境科学専攻、
エネルギー基礎科学専攻、エネ
ルギー変換科学専攻、エネルギー

―応用科学専攻

第三十六條第三項に次のただし書を加える。

ただし、人間・環境学研究科アフリカ地域研究専攻における博士課程は、課程の区分を設けない。

第三十六條第四項中「前項」を「前項本文」に改め、「後期三年の課程」の下に「並びに前項ただし書の課程」を、「博士後期課程」の下に「並びに「一貫制博士課程」」を加える。

第三十七條第一項中「修士課程」の下に「及び一貫制博士課程」を加える。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。

一 第三十七條第二項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程における博士後期課程の第一次に相当する年次に入學を志望するとき。

二 中途退學をした者が、同一研究科に入學を志望するとき。

第四十三條第二項中「修士課程若しくは」を「修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは」に、「博士後期課程若しくは」を「博士後期課程、一貫制博士課程若しくは」

に改める。

第四十五条第三項中「修士課程」の下に「、博士後期課程、一貫制博士課程」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、博士後期課程の修了に必要な単位として認定するときは、修士課程及び博士後期課程を通して十単位以内に限るものとする。

第四十六条第一項ただし書中「修士課程」の下に「及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次」を加え、同条第二項中「博士後期課程」の下に「、一貫制博士課程」を加える。

第四十七条第三項中「各課程」の下に「、一貫制博士課程」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、二年以内の、医学研究科の博士課程においては、なお、一年以内の休学を許可することができる。

第五十条第四項中「六年を」の下に「、一貫制博士課程においては十年を」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、「その在学期間を含めて三年以上の」の下に「、一貫制博

士課程にあつては三年(第三十九条第一号に該当して入学した者で、修士課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における二年以内の在学期間を含めて三年)以上の」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に五年以上在学して専攻科目につき三十単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 前二項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めたときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。

第五十五条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第四十九条第一項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第五十六条中「博士後期課程を修了した者」の下に「、一貫制博士課程を修了した者」を加える。

附 則

1 この規程は、平成八年四月一日から施行する。

2 文学研究科哲学専攻、宗教学専攻、心理学専攻、社会学専攻、美学美術史学専攻、国史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、地理学専攻、考古学専攻、国語学国文学専攻、中国語学中国文学専攻、梵語学梵文学専攻、フランス語学フランス文学専攻、英語学英米文学専攻、ドイツ語学ドイツ文学専攻及び言語学専攻並びに経済学研究科理論経済学・経済史学専攻並びに工学研究科衛生工学専攻、交通土木工学専攻、建築学第二専攻及びエネルギー応用工学専攻並びに農学研究科林学専攻、農林生物学専攻、水産学専攻、林産工学専攻、畜産学専攻及び熱帯農学専攻は、改正後の第三十五条の規定にかかわらず、平成七年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

一一 通則一部改正（大学院、特別聴講学生、特別研究学生規定中改正）

達示第二号

一九九七（平成九）年三月一八日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条経済学研究科の項中「、経済政策学専攻、経営学専攻」を「、経済動態分析専攻、組織経営分析専攻」に、同条薬学研究科の項中「薬学専攻、製薬化学専攻、薬品作用制御システム専攻」を「創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻」に改め、同条農学研究科の項中「、農芸化学専攻、食品工学専攻」を削り、「森林科学専攻」の次に「、応用生命科学専攻」を加え、同条人間・環境学研究所の究科の項中「アフリカ地域研究専攻」の次に「、環境相関研究専攻」を加える。

第六十三条第一項中「外国の大学の学生」を「他の大学若しくは外国の大学の学生」に改める。

第六十四条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

一 国立大学の学生又は大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成八年十一月一日高等教育局長裁定）に基づき受け入れる他の大学の学生又は大学院の学生

三 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成三年四月十一日学術国際局長裁定)に基づき受け入れる外国の大学の学生又は大学院の学生

附 則

1 この規程は、平成九年四月一日から施行する。

2 経済学研究科経済政策学専攻及び経営学専攻並びに薬学研究科薬学専攻、製薬化学専攻及び薬品作用制御システム専攻並びに農学研究科農芸化学専攻及び食品工学専攻は、改正後の第三十五条の規定にかかわらず、平成八年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

一一二 通則一部改正〔大学院規定中改正〕

〔二六〕
達示第五号

一九九八(平成一〇)年三月一〇日

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則(昭和二十八年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条教育学研究科の項中「教育学専攻、教育方法

学専攻」を「教育学専攻」に改め、同条工学研究科の項中「電子通信工学専攻、数理工学専攻、情報工学専攻、応用システム科学専攻」を削り、同条人間・環境学研究科の項中「アフリカ地域研究専攻」を削り、同条エネルギー科学研究科の項の次に次のように加える。

アジア・アフ 東南アジア地域研究専攻、アフリカ地域
リカ地域研究 研究専攻

研究科

情報学研究科 知能情報学専攻、社会情報学専攻、複雑

系科学専攻、数理工学専攻、システム科
学専攻、通信情報システム専攻

第三十六条第三項ただし書を削り、同条第四項中「前項本文」を「第三項」に改め、「ただし書」を削り、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究
研究科の博士課程は、課程の区分を設けない。

附 則

1 この規程は、平成十年四月一日から施行する。

2 教育学研究科教育学専攻及び教育方法学専攻並びに工
学研究科電子通信工学専攻、数理工学専攻、情報工学専
攻及び応用システム科学専攻並びに人間・環境学研究科

アフリカ地域研究専攻は、改正後の第三十五条の規定にかかわらず、平成九年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。